

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、火災共済協同組合が行う火災共済事業につき、その事業範囲の拡大を行うこととしておりまます。すなはち從来の火災共済事業に加え、いわゆる総合共済事業を行い得ることとしておられます。

本共済事業を利用し得ることとしたとしておりま

す。

第二に、事業協同組合、商工組合等の組合運営の円滑化を図るため、役員の選出方法について、従来の選挙制に加えて選任制をとり得ることとしております。

第三に、休眠組合の整理を行うことであります。すなはち、最後の登記をしてから、十年を経過した中小企業等協同組合等は解散したものとみなすとともに、解散の命令の通知の特例を設ける等今後の休眠組合の整理を円滑化するための措置を講ずることとしております。

本法律案は、これらの事項について所要の措置を講ずるため、中小企業等協同組合法、輸出水産業の振興に関する法律、中小企業団体の組織に関する法律等関連諸法律について、それぞれの所要の改正を行ふものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

○委員長(齋藤十郎君) 次に、補足説明を聴取いたします。左近中小企業庁長官。

○政府委員(左近友三郎君) 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、ただいま大臣が御説明申し上げました。補足して御説明申し上げます。

中小企業信用保険制度は、全国で五十二の信用保証協会が、中小企業者の信用力を補完し、その事業資金の円滑な融通を図るために行っている信用保証についての保険制度であります。昭和五十四年

年度の保険引き受けは約四兆三千億円であり、こ

の結果、保険引受け残高は約八兆四千億円の規模に達し、中小企業の経営の安定や事業の発展に重要な役割を果たしてきているところであります。

資源エネルギーの制約、发展途上国の追い上げ、消費者ニーズの変化等の中小企業を取り巻く経営環境は、今後ますます厳しくなっていくものと思われますが、このような情勢変化に対応して中小企業の一層の発展を図っていくためには、中

小企業の資金需要に対応的確にこたえていくことが重要であると考えられます。このため、政府いたしましては、政府系中小企業金融機関の融資の拡充を図るとともに、中小企業向け貸付資金の大半を占める民間資金の円滑な導入を図ること

が重要であると考えており、かかる趣旨にかんがみ、信用補完制度の一層の拡充を図るため、今般、中小企業信用保険法の改正を提案することとしました次第であります。

本法律案におきましては、第一に、付保限度額を引き上げることとしております。

付保限度額は、普通保険につきましては昭和四十九年、無担保保険及び特別小口保険は昭和五十年に現在の金額に改定されたところであります

が、今般、最近の中小企業者の資金需要の大口化傾向に対処するため、これを、普通保険につきましては五千万円から七千万円に、無担保保険につきましては八百万円から一千万円に、特別小口保

険につきましては二百五十万円から三百万円にそれぞれ引き上げ、中小企業者の資金調達の円滑化を図ることとしている次第であります。

第二の新技術企業化保険の創設であります。わが国中小企業が、今後の内外の経済情勢の変化に対応して健全な発展を遂げていくためには、新技術の企業化の促進を図ることがきわめて重要であります。しかしながら、新技術の企業化については、多額の資金を必要とするとともに、経営

かかる観点から、新技術の企業化を行おうとする中小企業者の信用力を補完し、必要資金の円滑

な確保が図れるよう、新技術企業化のための新しい保険を創設することとし、付保限度額は普通保

険とは別枠で一億円、てん補率は八〇%と保険条件の点でも特に優遇することとしております。

第三の倒産関連保証制度における倒産をした者の範囲の拡大でありますが、連鎖倒産防止のための倒産関連保証制度は、現在「会社又は個人」が倒産した場合に、その関連中小企業者に対する適用されることとなつております。しかしながら、

最近の組合等の大型倒産にかんがみ、組合等が倒産した場合にも本制度が適用されるよう、倒産した者の範囲を、「会社又は個人」から「事業者」に改め、組合等の関連中小企業者の連鎖倒産防止に万全を期すこととしております。

以上、この法律案につきまして補足説明をいたしました。何とぞよろしく御審議の上御賛同ください。

さいますようお願い申し上げます。

次に、中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案につきまして、ただいま大臣が御説明申しあげました提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げます。

中小企業倒産防止共済制度は、石油危機後の中止で企業倒産が急増した事態にかんがみ、中小企業の連鎖倒産の発生を防止することを目的として、昭和五十三年四月に発足した制度であります。

本制度は、取引先企業の倒産により、売掛金等の回収が困難となつた共済契約者に対し、その積み立てた掛金の十倍の範囲内で共済金を無担保、無保証人で貸し付けることを内容としております。

昭和五十五年三月末日現在までの二年間の運営の実績は、加入が二万一千五百四十八件、共済金の貸し付けが二千七百三十一件の百二十一億円強となつております。

最近におきましても、中小企業を取り巻く経済環境は、依然として厳しく、中小企業の倒産は、二年に次ぐ件数を記録し、昭和五十五年に入つて

も、なお高水準で推移しております。このような

情勢を背景として、中小企業者の倒産防止共済制度に対する期待は高まつてゐるところであります。

かかる状況にかんがみ、一年間の制度運営の実績を踏まえ、今回所要の制度改善を図ることとした次第であります。

本法律案中、第一の共済金の貸付限度額の引き上げでありますが、制度運営の実績等から判断しますと、中小企業者の取引先企業の倒産により生ずる回収困難額は、最近増加しております。このため、共済契約者が積み立てる掛金総額の上限を百二十万円から二百十万円に引き上げることにより、共済金の貸付限度を千二百万円から二千百万円に引き上げることといたします。これにより取引先企業の倒産に遭遇した中小企業者の大部分の資金需要にこたえられるものと考えております。

第二に、掛金月額の限度を二万円から五万円に引き上げることとし、掛金月額の種類を五千円から二万円までの四種類から、五千円から五万円までの十種類に増加させることとしております。

これにより、短期間に多額の掛金の積み立てが可能となるとともに、最短の積立期間は、六十カ月から四十二カ月に短縮されることとなります。

第三に、共済金の貸し付けに要する費用が予定よりも少なくなり、長期的に見て共済取支に余裕財源が生じていると認められる場合には、借り受けた共済金を完済した者に対し、完済手当金を支給できるよう措置することにより、共済金の貸し付けを受けた者の実質的な負担をできるだけ軽減することとしております。

以上、この法律案につきまして補足説明をいたしました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

次に、中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案につきまして、ただいま大臣が御説明申しあげました提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げます。

中小企業等協同組合は、昭和二十四年の中小企

業等協同組合法制定以来、中小企業者の公正な経営

済活動の確保、その自主的な経済活動の促進、経済的地位の向上にきわめて重要な役割りを果たしてまいりましたが、その後の組合制度の発展、新しい時代の要請等に対応して解決すべき幾つかの重要な問題に直面しております。

すなわち、火災共済協同組合が行う火災共済事業の事業範囲を拡大すること、組合の役員選出方法として選任制を認めること及びいわゆる休眠組合を整理することにつきまして、その必要性が高まつてまいりました。

この法律案は、これらの論点につき、十分な検討を重ね、成案を得たものであり、その概要是、次のとおりであります。

の範囲の拡大であります。すなわち、火災共済協同組合が総合共済事業を行ひ得ることとし、火災及び破裂、爆発、落雷その他の偶然な事故を一括して共済事故としててん補し得ることといたしました。

また、組合員と生計を一にする親族等に加えて、組合員たる法人の役員及び組合員の使用人も本共済事業を利用し得ることとし、共済契約者の範囲を拡大することとしております。

第二は、役員の選出方法についての改正であります。すなわち、中小企業等協同組合及び中小企業団体中央会について、その組合活動の規模の拡大

大等に併し、現在の役員の選出方法が円滑な統合運営に支障となつてゐる例が多く見られる実情にかんがみ従来の選挙制に加えて役員を総会の議決により一括して選出するいわゆる選任制を新たに導入することにござります。

とり得ることとしたいたております。
なお、輸出水産業の振興に関する法律、中小企業団体の組織に関する法律及び商店街振興組合法についても、同様の改正を行うことといたしておられます。

もとのとみなされた組合について、「一定の要件のもとに継続できる旨の救済措置を定めておりま
す。また今後の休眠組合の整理を円滑化するた
め、期間を定めて必要な措置をとるべき旨を命ず
ることなく直接に解散を命ぜることができる」と
とするとともに、代表権を有する者が欠けている
等の場合官報への掲載をもつて解散の命令の通知
にかえ得るとの特例を設けることとしたしております。
なお、中小企業団体の組織に関する法律に基
づく商工組合等についても同様の改正を行なうこ
とといったしておられます。

本法律案は、以上の事項について所要の措置を
講ずるため、中小企業等協同組合法、同法施行
法、輸出水産業の振興に関する法律、中小企業團
体の組織に関する法律、鉱工業技術研究組合法及
び商店街振興組合法について所要の改正を行なうも
のであります。

以上、この法律案につきまして、補足説明をい
たしました。

摘要になりましたように、前年度に比べまして〇・七五%とわずかながら減少しております。金額で申しますと四兆一千四百億円でござりますけれども、対前年では減少しております。この理由でござりますけれども、五十三年度以降景気自体は徐々に回復してきたわけござりますけれども、やはり中小企業の分野につきましては長期の不況の影響がありまして、景気自体の回復の足取りが出ておらなかつたということ、もう一つは、長期不況の影響で中小企業者自体減量経営に努めまして、外部資金への依存を低めまいりました。資金需要自体に中小企業分野では十分な盛り上がりが出来なかつたということが原因かと思われます。五十四年度以降は、したがいまして下期に入りましてから生産活動の回復が中小企業分野でも出てまいりましたし、また原材料費の値上がりが出来ました。資金需要が出てまいりました。しながら五十四年度自体につきましては、年度を通じて見ますと、対前年度比三%増の四兆二

○政府委員(中澤忠義君) ただいま委員御指摘の近代化保険制度でございますが、この近代化保険制度自体は昭和三十八年度に発足しております。これは中小企業の高度化を推進するために資金の円滑な導入を図るためにつくられたものでございまが、その利用状況を見ますと、昭和四十五年度をピークにいたしまして、まさに四十八、九年以降金額的には減少しておるということをございます。

この保険の対象は、いわゆる近促法、近代化促進法に基づきます指定業種あるいは特定機械情報産業振興法に基づきます指定機械の製造業、このような業種につきまして中小企業者の高度化を図る必要から設けられたものでございますけれども、これらの業種におきます近代化計画が昭和四十年代に急速に進められまして、制度の対象となりました中小企業者の近代化、合理化がほぼ一巡したということが一つの利用状況の頭打ちを来ておる理由かと思います。

もとに継続できる旨の救済措置を定めておりま
す。また今後の休眠組合の整理を円滑化するた
め、期間を定めて必要な措置をとるべき旨を命ず
ることなく直接に解散を命ずることができるこ
とをするとともに、代表権を有する者が欠けている
等の場合官報への掲載をもつて解散の命令の通知
にかかるとの特例を設けることとしておりま
す。なお、中小企業団体の組織に関する法律に基
づく商工組合等についても同様の改正を行なうこ
とをいたしております。

本法律案は、以上の事項について所要の措置を
講ずるため、中小企業等協同組合法、同法施行
法、輸出水産業の振興に関する法律、中小企業團
体の組織に関する法律、鉱工業技術研究組合法及
び商店街振興組合法について所要の改正を行なうも
のであります。

以上、この法律案につきまして、補足説明をない
たしました。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げま
す。

○委員長(倉藤十朗君) これより質疑に入ります。

○吉田正雄君 最初に、中小企業信用保険法の一
部改正案についてお尋ねをいたします。

この保険制度が発足をして以後の保険の利用状
況を見ますと、四十九年度、五十年度、五一年度
と順次順調に利用状況が伸びてきておりますけれ
ども、五十三年度になりますと、この伸びとい
うものがとまっておるわけですし、それから今年
度の状況、これは統計資料十二月の分しか出てい
ないものですから、それを見ましても、五十四
年度についても前年度同様余り伸びないんでは
ないかというふうに思われますけれども、五十三
年度になつて伸びが落ち込んだ理由、どのように
お考えになつておられるかお尋ねをいたします。

○政府委員(中澤忠義君) 保険の引受状況でござ
いますが、昭和五十三年度は、先生ただいま御指

摘要になりましたのように、前年度に比べまして〇・七五%とわずかながら減少しております。金額で申しますと四兆一千四百億円でござりますけれども、対前年では減少しております。この理由でござりますけれども、五十三年度以降景気自体は徐々に回復してきたわけでござりますけれども、やはり中小企業の分野につきましては長期の不況の影響がありまして、景気自体の回復の足取りが出ておらなかつたということ、もう一つは、長期不況の影響で中小企業者自体減量経営に努めまして、外部資金への依存を低めてまいりました。資金需要自体に中小企業分野では十分な盛り上がりがなかったということが原因かと思われます。五十四年度以降は、したがいまして下期に入りましてから生産活動の回復が中小企業分野でも出てまいりましたし、また原材料費の値上がりが出ておりがましまして、資金需要が出てまいりました。しながら生産活動の回復が中小企業分野では、年一度を通じて見ますと、対前年度比三%増の四兆二千六百億円程度の実績になると見込まれております。

○政府委員(中澤忠義君) たないま委員御指摘の近代化保険制度でございますが、この近代化保険制度自体は昭和三十八年度に発足しております。これは中小企業の高度化を推進するために資金の円滑な導入を図るためにつくられたものでござりますが、その利用状況を見ますと、昭和四十五年度をピークにいたしまして、まさに四十八、九年以降金額的には減少しておるということをございます。

この保険の対象は、いわゆる近促法、近代化促進法に基づきます指定業種あるいは特定機械情報産業振興法に基づきます指定機械の製造業、このような業種につきまして中小企業者の高度化を図る必要から設けられたものでございますけれども、これらの業種におきます近代化計画が昭和四十年代に急速に進められまして、制度の対象となりました中小企業者の近代化、合理化がほぼ一巡したということが一つの利用状況の頭打ちを来しておる理由かと思います。

しかしながら、業種によりましては昭和四十年度後半に入りましてから指定を受けまして、現在近代化の計画あるいは振興計画をこれから着手しよるという業種も幾つかの分野におきましてございまして、これらの業種につきましては依然として高度化を図るために資金の確保を図る必要があるという状況にございます。したがいまして、近代化計画、確かに利用状況から見ますとピークは過ぎましたけれども、この制度自体はそれらの業種のために、現状として、これからも維持する必要が当分の間あるのではないかと、かように考えております。もちろん、その他の保険への検討も含めまして保険制度全体につきましては継続的に検討していく所存でございます。

○吉田正雄君 今回の改正の第一点としては、付保限度額が引き上げられておるわけですかけれども、最近の急速なインフレ傾向とかその他を考えますと、今回の改正額だけではこれから先十分であるかどうかということを考えますと、必ずしもそうではないんじゃないかというふうに思われるわ

けです。したがって、今後の経済情勢等の大きな変化によつては、必要に応じてその都度やはり付保限度額といふものを引き上げる、そういう検討をすべきだというふうに思いますが、その点についてはいかがでしようか。

○政府委員(左近友三郎君) 御指摘のとおり、付保限度額につきましてはときどきの経済情勢に対応する必要がございます。今回も四十九年なり三十年に決められたものが、年月の経過とともに実際にそぐわなくなつたからということで引き上げ推移によりまして検討を続けまして、必要な際にはまた改正をするという努力をいたしたいと思っております。過去においても大体三、四年ぐらいごとに引き上げのための法律改正がなされたという実例もございますので、今後十分検討をしていただきたいと思います。

○吉田正雄君 特に特別小口の保険については金額が非常に少ないので、絶対額が、そういう

う点で三年、四年という長期間の経過になりますと、非常に実態に合わなくなつてくるということがありますから、全部の改定というだけではなくて、必要に応じては部分的な改定でも適時適切にひとつ提案をしていただくことを要望いたしております。

次に第二点として、新技術企業化保険制度が

回新たに創設をされたわけですから、この制

度と從来から中小企業金融公庫が行つてまいりま

した新技術企業化貸付制度との関係がどうなつておるのか、特にこの制度の中で設けなければならなかつた理由といいますか必要性、そういうものがどういうものなのかお尋ねをいたします。

○政府委員(中澤忠義君) 中小企業の新技術企

業化につきましては、中小公庫の新技術企業化融資

がすでにあることは御指摘のとおりでございま

す。この新技術企業化融資は中公を通じまして財

政資金を直接中小企業者に融資するということでございまして、今回御提案の中に入つております

新技術企業化保険が、保証制度を通じまして主と

して民間資金を導入するという点におきまして、

まず融資制度として差異がございます。また、新

技術企業化融資の方は、財政資金を投入するとい

う観点から、その技術の対象を産業政策上重要な

新技術といふことで、先導的かつ技術としての

精度が非常に高いものを対象にしておりまして、

今回新技術企業化保険が考えております対象は、

むしろ中小企業の分野におきましてまだ活用され

ておらない、普及されておらない技術は対象とす

ると、広い対象分野を考えておりますのに比べ

ますと、限定的であるということが言えるかと思

います。したがいまして、分野につきまして、

今回の保証制度として新たにできます制度は融資

に比べまして分野を広くとるということをござい

ます。

以上の二点におきまして、融資制度、從来の融資

制度と対象が異なるわけでございまして、新技術

企業化保険をこの段階で新たに提案するというこ

とは、先ほど長官あるいは大臣の提案理由にもあ

りましたように、中小企業の分野におきます今後

の発展が、新技術の開発、特に新技術の企業化を

進めなければならないというところに大きな理由

があるわけでございまして、今回の制度の導入に

よりまして、金額の限度あるいは保険のてん補率

を引き上げまして、民間資金の導入を図るという

ことでござります。

○吉田正雄君 中小企業等からはいろんな要望も

出されておったと思うんですけども、いまの制

度について業界からどの程度一体強い要望が出さ

れておったのか、またどのように利用がなされる

というふうな予測ですね、どういう予測を立てら

れたのか、先ほどの近代化保険のところでは余り

利用がなくてだんだん減ってきたということもあり

ますから、この制度の将来への見通しをどのように立てるかおいでになるのかお尋ねをいたしま

す。

○政府委員(中澤忠義君) この新技術の企業化あ

るいは導入を図りたいという要望は、中小企業の

いろいろな団体あるいは会合におきまして、特に

手続いたしましたのは、保険公庫あるいは審査

能力を持つております保証協会の認定によって保

証の対象とするわけでございませんけれども、新技

術の内容を限定的に考えることはなく、むしろ中

小企業分野におきましてその技術がいまだ商業的

規模では実施されておらないというものにつきま

しては、広く今回の制度の対象として認定してい

くということを現在考えております。したがいま

して、先生がまさに御指摘になりましたように、

今回の新技術企業化の認定あるいは対象の指定に

当たりまして、中小企業者にいたずらに負担がか

かるというようなこと、あるいは対象が限定的に

運用されるために今回の制度が活用されないと

うことは避けなければならない、かように考えて

おるわけでござります。

○吉田正雄君 今回の改正は三点にしづられてお

るわけですが、そのほかにも何か検討され

たものがあつたのかどうなのか。たとえば海外投

資保険というふうなものについても検討されたの

かどうかの、何もいま、海外投資というのは一

例として申し上げたのですけれども、将来つけ加

えるべきものがあるというふうにお考えになつて

おるのかどうか、検討段階のものがあつたらお聞

かせ願いたいと思う。

○政府委員(左近友三郎君) 現在の信用保険法に

つきましては、先ほど御指摘がありましたよ

うに、現行の一般的な保険制度の付保限度額その

条件を時代に応じて改定していくことと並行いたしまして、中小企業政策に即応した新し

い保険制度をいろいろ考えてきたということでござ

ざいまして、従来公害防止保険とか近代化保険と
いうものが設けられたのもそのあらわれでござい
ますが、今回この新技術企業化の保険といふもの
をつけて加えたわけでございまして、その検討の過
程ではそのほかにもいろいろの政策についての保
険といふものも考えたわけですが、まあ機会まだ
熟せずといふことで、今回はこの新技術企業化保
険に限定したわけでござりますけれども、今後につ
きましてはやはりいろんな新しい政策需要にこ
たえるような保険を創設すべくいろいろ検討して
まいりたいと思います。いま御指摘のありました
海外投資なんかについても、やはりわれわれも研
究を続けてまいりたいと思いますが、そういうこと
とで研究が実りました暁には、そういう新しい保
険も逐次実現をしていきたいというふうに考えて
おります。

共済制度の契約件数も着実に伸びてきまして、そういうふうなことから経営も順調に進んできたというふうなこともございまして、そういう大理由から火災を単独で行うということですと推移してきたというふうに考えられます。
しかしながら、御指摘のようにかなり前から、特に四十年代に入りましたてからこの総合共済という波が非常に高くなつたわけでございますが、特に昭和五十四年になりましたて、損保の方では普通火災保険という種目につきまして破裂や落雷、爆発等をてん補するということになりまして、そこで非常に他とのバランスといいますか、そういったことからこの共済制度もこのままにしておいたのではなくれをとるのではないかということになります。そういうふうな危機感が一層強まつたわけでございます。
そういうふうな経緯がございまして、今回ただいま御審議いただいておりますようなことでてん補範囲の拡大をお願いしておると、こういう状況

ざいます。それから四番目が、盜難、それから次に、最後に風水雪害というふうなものを現在を考えているところでござります。

それで、ただいま御質問のございました地震等でございますが、地震につきましてはその非常な被害の大きさ等からいたしまして、現在のこの共済制度でん補することには経営上その他非常に問題があるということで、今回はこれはまだ時期尚早というふうに考えております。考え方といたしましては、地震は非常に被害が一挙に起こりますので、現在のところではちょっとそれに耐えられないという問題、それからまたもう一つは、事務体制の面からいきまして、地震の場合の一挙に出来ますので、その査定とかその他短時間のうちに大量にこなすというふうな制的な体制を持つていなければなりませんので、そういう面から現在のところではまだ時期尚早というふうに考えております。

○吉田正雄君 もう一つ、私の質問がはつきりしなかつたためと思われるんだけれども、たとえいまの地震とかは除くということなんですが、地震による火災はどうなんですか、これは。

○政府委員(植田守昭君) 地震による場合は除かれます。

○吉田正雄君 地震の場合除かれるということですけれども、地震によって必ずしも大火にはならない、部分的な火災の場合もあると思うんですね。そういう点で地震の場合はいろいろな点でわざかしい条件があるかもわからないんですね。将来できるだけ逐次拡大をする方向で検討していただきたいと思うんですが、よろしくうござりますか。

○政府委員(植田守昭君) 将來の課題といったしましては、これも検討の対象にしたいと思いますが、当田はまだ申しましたようなことで非常に

吉田正樹君 次に 中小企業等協同組合法等の一部改正案についてお尋ねいたします。

○吉田正雄君 共済制度の契約件数も着実に伸びてきました、そういうふうなことから経営も順調に進んできた由から火災を単独で行うということですと推移してきたというふうに考えられます。

しかししながら、御指摘のようにかなり前から、特に四十年代に入りましてからこの総合共済という波が非常に高くなつたわけでございますが、特に昭和五十四年になりました、損保の方では普通火災保険という種につきましても破裂や落雷、爆発等をてん補するということになりました、そこで非常に他とのバランスといいますか、そういつたことからこの共済制度もこのままにしておいたのではなくれをとるのではないかということ、ふうな危機感が一層強まつたわけでございます。そういうふうな経緯がございまして、今回ただいま御審議いただきておりますようなことでてん補範囲の拡大をお願いしておると、こういう状況でございます。

ざいます。それから四番目が、盗難、それから次に、最後に風水害というふうなものを現在を考えているところでございます。

それで、ただいま御質問のございました地震等でござりますが、地震につきましてはその非常な被害の大きさ等からいたしまして、現在のこの共済制度でてん補することには経営上その他非常に問題があるということで、今回はこれはまだ時期尚早というふうに考えております。考え方いたしましては、地震は非常に被害が一挙に起こりますので、現在のところではちょっとそれに耐えられないという問題、それからまたもう一つは、事務体制の面からいきまして、地震の場合は一挙に出ますので、その査定とかその他短時間のうちに大量にこなすというふうな制度的な体制を持つていなければなりませんので、そういう面から現在のところではまだ時期尚早というふうに考えております。

なお、お尋ねの台風による風水害等は、今回はカバーされます。また火山につきましては、これ

○吉田正雄君 もう一つ、私の質問がはつきりしなかつたためと思われるんだけれども、たとえばいま地震とかは除くということなんですが、地震による火災はどうなんですか、これは。

○政府委員(植田守昭君) 地震による場合は除かれます。

○吉田正雄君 地震の場合除かれるということですけれども、地震によって必ずしも大火にはならない、部分的な火災の場合もあると思うんですね。そういう点で地震の場合はいろいろな点でむずかしい条件があるかもわからないんですけれども、将来できるだけ逐次拡大をする方向で検討していくべきだといふふうですが、よろしくうごきをうふうなシステムをつております。

○政府委員(植田守昭君) 将来の課題といたしますては、これも検討の対象にしたいと思いますが、当面は先ほど申しましたようなことで非常にむずかしいと、こう考えております。

形に拡大をするという趣旨であるわけですけれども、他の保険会社やその他の団体等では、すでに相当以前から総合共済の形をとつてやってきたわけですねけれども、この場合だけは約二十年間も火災単独でやってきたんですけれども、なぜ二十年間もこれだけでやってきたのか、その主な理由が一体何であったのか、まず、お聞かせ願いたいと思います。

共済制度の契約件数も着実に伸びてきまして、そういうふうなことから経営も順調に進んできたというふうなこともございまして、そういう大理由から火災を単独で行うということですと推移してきたというふうに考えられます。

しかしながら、御指摘のようにかなり前から、特に四十年代に入りましてからこの総合共済という波が非常に高くなつたわけでございますが、特に昭和五十四年になりました、損保の方では普通火災保険という種目につきまして破裂や落雷、爆発等をてん補するということになりまして、そこで非常に他とのバランスといいますか、そういったことからこの共済制度もこのままにしておいたのではなくてこれをとるのではないかというふうな危機感が一層強まつたわけでございます。そういうふうな経緯がございまして、今回ただいま御審議いただきておりますようなことでてん補範囲の拡大をお願いしておると、こういう状況でございます。

○吉田正雄君 そのてん補範囲の拡大のこところで、説明によりますといふと、火災に加えて破裂、爆発、落雷その他を一括してと、こうなつておりますけれども、その他といふ中には何が含まれるのか、たとえば地震であるとか火災であるとか、あるいは台風等による風水害ですね、こういうものも含まれてくるのかどうなのか、これを明らかにしていただきたいと思うんです。

○政府委員(植田守昭君) 今回の法律改正を御審議いただきますと、省令で事項を書いていくわけですが、

○吉田正雄君 もう一つ、私の質問がはつきりしなかつたためと思われるんだけれども、たとえいまから地震とかは除くということなんですが、地震による火災はどうなんですか、これは。

○政府委員(植田守昭君) 地震による場合は除かれます。

○吉田正雄君 地震の場合除かれるということですけれども、地震によつて必ずしも大火にはならぬ、部分的な火災の場合もあると思うんですね。そういう点で地震の場合はいろいろな点でね。しかし条件があるかもわからないんですけれども、将来できるだけ逐次拡大をする方向で検討していくべきだと思つたのですが、よろしくうござりますか。

○政府委員(植田守昭君) 将来の課題といたしますが、これはも検討の対象にしたいと思いますが、当面は先ほど申しましたようなことで非常にむずかしいと、こう考えております。

○吉田正雄君 次に、休眠組合の整理でありますけれども、聞くところによりますと、約二万二千もの多くの組合が休眠であるとかあるいはもう消息不明のような状況になつておるということを聞いておるわけですねけれども、実態調査を多分やられたからそういう数字が出てきたと思ひますが、

〔委員長退席、理事中村啓一君着席〕

実態調査の結果、特に弊害がどのように出てきたのか、お聞かせ願いたいと思ひます。

○政府委員(植田守昭君)　ただいま御指摘がございましたように、この火災共済協同組合は火災災害の共済ということでずっとやつてきただけでございますが、その理由といたしましては、法律が改正されましてこの制度ができました三十二年のころを振り返ってみますと、火災による共済事故が大半を占めておつたということが一つございまして、それで、そういうことで出発したという経緯があったと思いますが、その後の情勢を見ますと、いわゆる経済成長が順調に進みまして、この

に、最後に風水害というふうなものを現在を考えているところでございます。

それで、ただいま御質問のございました地震等でござりますが、地震につきましてはその非常な被害の大きさ等からいたしまして、現在のこの共済制度でてん補することには経営上その他非常に問題があるということで、今回はこれはまだ時期尚早というふうに考えております。考え方いたしましては、地震は非常に被害が一挙に起りりますので、現在のところではちょっとそれに耐えられないという問題、それからまたもう一つは、事務体制の面からいきまして、地震の場合は一挙に出来ますので、その査定とかその他短時間のうちに大量にこなすというふうな制度的な体制を持つていなければなりませんので、そういった面から現在のところではまだ時期尚早というふうに考えております。

○吉田正雄君　いま地震、火山等については除くカバーされます。また火山につきましては、これは損保等の実情も踏まえて考えたいと思っておりますが、現在では損保では免責事項になつておりますので、これにつきましてはこの共済につきましては、たとえば大火等の場合、どうなんですか。大火灾等の場合には対象になりますか。

○政府委員(植田守昭君)　火災につきましては当然これはカバーすることになります。そういうた場合には非常に大火になりますと、一つの組合で

都道府県等では支払い保証をしていただいておりますので、そういったところで当面借り入れをす

うふうなシステムをとつております。

○吉田正雄君 もう一つ、私の質問がはつきりしなかつたためと思われるんだけれども、たとえばいま地震とかは除くということなんですが、地震による火災はどうなんですか、これは。

○政府委員(植田守昭君) 地震による場合は除かれます。

○吉田正雄君 地震の場合除かれるということですけれども、地震によって必ずしも大火にはならない、部分的な火災の場合もあると思うんですね。そういう点で地震の場合はいろいろな点でむずかしい条件があるかもわからないんですけれども、将来できるだけ逐次拡大をする方向で検討していくいただきたいと思うんですが、よろしくうござりますか。

○政府委員(植田守昭君) 将来の課題といいたしますのは、これも検討の対象にしたいと思いますが、当面は先ほど申しましたようなことで非常にむずかしいと、こう考えております。

○吉田正雄君 次に、休眠組合の整理でありますけれども、聞くところによりますと、約二万一千もの多くの組合が休眠であるとかあるいはもう消息不明のような状況になつておるということを聞いておるわけですから、実態調査を多分やらされたからそういう数字が出てきたと思いますが、

〔委員長退席 理事中村啓一君着席〕

実態調査の結果、特に弊害がどのように出てきたのか、お聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(植田守昭君) この件につきましては、昭和五十一年に相当大がかりな調査をしております。その結果がただいま御指摘のございましたような、合計いたしますと約三分の一になるわけですが、少し申し上げますと、五万六千組合といふことは、所在の不明の組合が五万六千ございまして、そのうちで約一万二千が休眠組合である。このほかに約一万の所在の不明の組合がございます。所在の不明の組合ということになるわけですが、

千の中で二万二千組合 三分の一が休眠している。こういう実態が判明しているわけでござります。それにつきまして、お尋ねの、どういう影響でございますが、問題が起つてゐるかということになりますが、何といいましても、一番典型的な問題といったしましては、新規に組合をつくるういう場合に、大変にリーダーの方が御苦労なさいます。そして、ようやく創立総会まで開きまして、その後で登記所に登記に参りますと、そこにすでに同じような名称の組合が登記されているということがありますと、名称の制限の規定にかかりまして、そこで問題が起つてしまふわけでござります。そういう場合には、よく調べてみますとどうも休眠しているようだということになれば、そろへ行きました。まあ解散登記をしてもらうということをしてもらうのも一つの手でございますけれども、なかなか行き先がわからないとか、そういうふうなことで、それが思うに任せませんと、もう一通引き返しまして、新たに創立総会をやるなりいたしまして、違った名称に変えるというふうなことも起つて、大変そこではむだな時間が費やされるわけでございます。こういったことが非常にわれわれが陳情を受けております典型的な一つの問題点でございます。

すが、私どももいたしましても、こういった問題を残しておくことはよくないということで、いろいろそれなりの努力はしてきたわけでござります。つまり、たとえば所管行政庁によりまして業務改善命令につきましては約三百五十件程度、あるいは解散命令につきましては二百五十件程度という実例はござりますけれども、なかなか大量のものまでいけないわけでございます。特に、たとえば所在不明の休眠組合に対しましては、現行法によりまして業務改善命令とか解散命令を出すといったましても、従来の、現行の規定でござりますと、いわゆる公示送達ができませんので、一々告知しなければならない。しかし、告知いたしましても、当該所在がわかりませんから戻ってきててしまうわけでございまして、そういったようなこともございまして、なかなか思うに任せなかつたわけでござります。また、中小企業団体中央会におきましては約七百組合弱の解散登記を指導したということにとどまっております。

○政府委員(植田守昭君) みなし解散につきましては、来年の十月一日を基準日と考えますので、それまでの間に中小企業庁はもちろんでございまが、地方公共団体、あるいは中央会、あるいは商工中金等々、関係のところを通じまして十分PRしてまいりたいとは思つております。

それから恒久的措置につきましては、やり方でございますが、三年ないし五年に一回程度、決算関係書類の提出をなされていない組合に対しまして、所管行政庁から、その督促の通知をすることにしたいと思つております。督促をいたしまして相手から返送されてしまふ場合には、さらに代表理事等の住所を調べたりいたしまして、再督促を重ねまして、その結果、向こうからの返事が事業を休んでいることにつきまして正当な理由があれば、中央会等から再建指導を行わせる。それからまた一方、すでにもう事業再開の意思もない組合に対しましては、自主解散の指導をまず行いまして、自主解散がいろいろと手続上困難あるいは不可能な組合につきましては解散命令をかける、そういったようなことをしていきたいと考えております。

○吉田正雄君 次に、最後の改正点であります役員選出方法については、従来の無記名投票及び変型としての指名推選制に加えて、新たに選任制度としうものをを追加をすることになつてゐるわけですから、現行選出方法でいろいろ問題点があるということもお聞きをいたしております。

〔理事中村啓一君退席 委員長着席〕

その問題点はさておきまして、私は新たな選任方法を追加されることによつて、また新たな別の問題が生ずるんではないか。つまり、その組合の強力な指導者といいますか、実権者といいますか、俗に言う組合ボスによつて役員の独占化が図られ、民主的な運営というものが阻害をされる、こういうことになつたんではせつかの法改正の弊害が少しでも見えた段階で、当局としては適切

なやつぱり指導をされるべきだと思ふんですが、これについてのお考えをお聞かせいただきたい。
○政府委員(植田守昭君) 御指摘のような問題は私どもも意識しております。それは何としてでも防ぎたいと思っております。方法といたしましては、模範定款例等によりまして指導したいと願います。具体的には、選ばるべき役員の名簿を理事会でつくらせてませんで、その前に推選母体をつくりまして、たとえば各地域から、あるいは各業種から公平に選いたしました推選母体で推選されました役員を理事会を通じて総会にかけるという形で、この問題は防いでいきたいというふうに思っております。

○吉田正雄君 最後のお尋ねをいたしますが、今回の改正は以上三点に限られておるわけですが、それでも、この法案が提案されるまでには大分時間がかかりますし、部内でもそれなりの慎重な検討といふものが行われたと思います。

そこで、以上の三点の改正点のほかに、中小企業等協同組合法は昭和二十四年に制定されまして、昭和三十二年に改正を行われましたけれども、その後実質的な改正のないままに今日に至ったわけでござります。その間、この組合法の改善につきまして、中小企業団体等、あるいは一般の中小企業者の方々からもいろいろな御要望が出てまいりましたけれども、要望の中にはいろいろな問題を含んでおりまして、実質上、なかなか改正が実現できませんでしたわけでございます。しかし、いま申しましたように、もう非常に長年月もたちますので、一遍ひとつこの改正をしようじゃないかといふことで、実は昨年の夏以降この研究会を設けまして、関係者、これはまあ中小企業庁とか商工中

八

も、提案理由の説明からいきますと、「中小企業の実情に即した制度の改善を行い」ということで改正点が提案されておりますが、一年間の事業運営を通じまして問題点は、この改正で言われておる点以外に、総括的に問題点はなかったですか。
○政府委員(廣瀬武夫君) 倒産防止共済制度は当初の加入見込みを年間十万件といたしまして加入促進に努めてきたところでござりますけれども、制度発足後二年間を経過いたしました現在におきましては、加入件数は全体で二万一千件強と、当初の目標を相当程度下回っているわけでござります。
このように、加入状況が低調である原因といったしましては、まあ当然でございますけれども新制度でございまして制度の普及の浸透とか加入促進体制の確立に時間がかかったというような事情も影響していると思います。また五十一年の暮れから五十三年の初めにかけましての倒産状況がその後若干小康を得まして、倒産状況が発足当初に比べて鎮静化したということも加入の促進にあいまいわばマイナスの効果があつたかと思つておるわけですが、しかし私どもこの二年間の制度運営を反省してみますと、やっぱり中小企業者のまあ御希望と申しますかニーズに現在の制度が十分にマッチしていないかつたのではないかかと、このようになっておるわけでござります。
そこで、まあ二年間の実績を踏まえ、各関係者の要望を踏まえまして今回御提案申し上げております改正を御審議いただくわけでござります。ただ、私ども加入が少なかつたという意味では若干反省をするわけでござりますけれども、いままで共済金の貸し付けをいたしました件数が二千七百件余ございまして、金額で百二十一億八千万でござりますけれども、この制度をまあ活用と申しますか利用して貸し付けを受けた者は、本制度があつて非常によかつたという御意見を出されているわけでございます。そういう意味で連鎖倒産防止にはかなり効果があつたものと私ども考えております。

そこで、私どもとしましては、今回の改善によりましてこの倒産防止共済制度をより魅力のあるものにして、中小企業者が使いやすいようになります。改正是つきまして御審議いただきました曉には、せっかくの改正でございますので、より一層の加入を促進するという意味で普及の促進について積極的な努力を続けてまいりたい、このように考えております。

○大森昭君 発足して間がないわけでありますから、まあ事業見込み、なかなかむずかしいと思うんですね。けれども、加入の少なかったことは少し反省していますと言えども、保険数理で成り立っているものというのは、加入の見込みが少なきゃこれは本来民間企業でいえば倒産の状態なんですからね、少し反省じゃなくてやはり見込みの少ないということは大いに反省してもらわにやいかぬと思うんですよ。

そこで、中小企業の団体の中央会あたりからも幾つかの要望が出てますね。これはもう中小企業庁は御案内だと思うんであります。五項目にわたって中央会から出でておりますそれぞれの問題について要望に沿えなかつたというのはどういう理由ですか。

○政府委員(左近友三郎君) 全国の中小企業団体中央会その他いろいろなところから改正是要望が出ておりますし、また先ほど部長が申し上げましたように、この制度をやはり今後魅力のあるものにすることがこの制度の運営を円滑にするという趣旨でございますので、極力取り入れることにしたわけでございますが、この中で一つ、たとえば共済掛金に対する権利消滅の問題でございますが、これについては今回完済手当金というものを創設いたしまして、共済金を完済した人に対しても、余裕財源の生じておる範囲で幾らかのお金を返すということにいたしまして、この共済金の十分の一の権利の消滅の幾分かを加入者にお返しをするという制度を創設いたしまして、これを御要望に

この十分の一全体は実は共済の運営、つまり資金の貸し付けに伴います借入金の金利と、あるいは貸し付けた金の貸し倒れに対応するとか、こういうような経費に充てていくことになつておりますので、全部をお返しするということはできませんけれども、一部をできるだけお返しするという制度をつくったわけでございます。

それから、この債権の範囲の拡大に関する問題につきましては、これはこの法律改正を要せずしてでもできる、運営できるものもございますので、十分いろいろ考え方まして、できるものは実態的に御要望に沿うということにしたわけでございます。

それから、貸付限度の引き上げについては、これまた措置をしたわけでございます。

それから、この御要望にございまして特例前納制度でございますけれども、この特例前納というのは、実は一般の共済制度にとりましては非常に異例なことでござります。大体共済制度といいますのは、毎月加入者が掛金を掛けまして、そしてそのかけ高に応じて必要な場合に必要な給付を受けられるというのが共済の制度でございますが、この制度発足のときに非常に倒産が多発し、中小企業の方々を何とか対策を講じたと。しかも、なかなかすぐには、当時は五年間で満額になるというふうな制度でございましたから、すぐに必要な額が借りられないということから、いわば臨時緊急避難的にあの制度発足後一年というふうに限つて決めたわけでございますが、やはりそういう共済の本旨にもそぐわないということをございますので、今回はこれについての改正はとり得なかつたわけでございます。

ただ、これについては、この御要望の趣旨が、五年もかからないと満額借り入れられないというふうなところに非常な御不満があつたわけでござります。したがいまして、われわれいたしましては満額になる期間を極力短縮しようということにいたしまして、今回月々の掛金を二万円から五

万円に引き上げるという措置をとることによりまして、從来満額になるためには五年かかつたものが三年半で満額になるということにいたしましたし、その経過の途中で現在の千二百万円を借り入れられるのはむしろ二年ぐらいでそういう時期にもなるというふうなことにもなりましたので、御要望の趣旨についてはある程度おこたえすることができたのではないかというふうに考えておりま

す。

そのほか、御指摘の点の中でもわれわれとして今後検討すべき点は十分検討をいたしまして、今回は改正できなかつたけれども、将来にわたって改正をする時期にまた必要な改正はやつていただきたいというふうに考えております。

○大森昭君　これから日本の經濟の見方についていろいろ意見が違うところでしようけれども、い

ざれにいたしましても物価高そしてまた原油の値

上がり、第一次石油ショックからやや不況が立ち

直ったと言われておりますが、これから日本の經

済の見通しもなかなかそう容易じやないと思う

ですね。そういう意味合いでいきますと、まずも

つて先ほどもちょっと指摘をいたしましたけれど

も、加入者が増大しない場合にはこれは睇り切れ

ないわけでありますから、そういう意味からいき

ますと、いままで御努力をしていただいている

と思ひますけれども、先ほどの御答弁にあります

たように、加入見込みがなかなか計画どおりいか

なかつたという意味合の反省の上に立つて、今

後これから先の長期的な展望を見通しながら加入の

促進については何か具体的な積極策はあります

か。

○政府委員(廣瀬武夫君)　この制度の普及、PR

につきましては、機会あるごとに政府広報を実施

いたしますとともに、中小企業共済事業団といた

しまして、商工会議所等の業務委託団体が開催

いたします各種の説明会に積極的に協力を依頼す

る、あるいは新聞、パンフレットによるPR等、あらゆる機会をとらえまして制度の周知徹底に努

めてまいりました。

○大森昭君　いろいろ要望があつたけれどもとい

うお話を、完済制度の手当金の問題についての御

答弁がありましたけれども、これは三年先にこれ

が実行に移るわけですが、いまの加入促進

の中でも一つの大きなウエートを持つと思ひんで

すが、この完済手当金は三年後共済収支に余裕財

源がどのくらい出るという見通しを持ってこの手

当金というものの創設を指導したのか、見通しは

ありますか。

○政府委員(廣瀬武夫君)　この制度の收支に余裕

財源が生ずるかどうかは、いろんな条件があるわ

けでございますけれども、主な項目を申し上げま

すと、共済加入者の数がどうなるかあるいは共済

事由発生率、つまり貸し付けをする件数がどの程

度になるかということ、それから貸した共済金が

返つてこない、貸し倒れる場合がござります

が、いわゆるこの事故率がどうなるかということ

に依存しているわけでございます。この制度にお

きまして最初の完済者が出来るのは御指摘のとお

りこれから三年後、五十八年度になるわけでござ

いますが、その時点においてこの制度の收支がど

うなるか、あるいはどの程度余裕財源が生ずるか

といふ計算をいたします場合には、やはりこれが

らの事業の運営がかなり影響してくるものと考え

ております。先ほども御説明いたしましたとおり

、共済加入者がどうなるかとか、共済事由発生

率あるいは貸し倒れの発生率等がどのような実績

を示すかによって決まってまいるわけでございま

して、現時点におきましてはその正確な予測はむ

ずかしいものと考えているわけでございます。

かしながら、今後制度改善に伴う共済事由発生率

の低下が予想され、また制度改善に伴いまして加

入者等がふえてくると思われますので、五十八年

が、この共済制度といふのはきわめて何といま

すか、受動的というか、他動的な問題であります

から、突發的にまた起るわけでありますから、

大変貸し付けを融資を早くやってもらいたいとい

う不安もあるでしょうし、焦りもあるでしょう

し、事務手続をやつしていただきたいという希望が

たくさんあると思うであります、いま申し込

みから貸し付けまでの期間といふのは十分把握し

ておりますが、気持ちは上からいきますと少し

し、少なくともいま提案されている改正案では完

済手当金を出すということなんでしょう。そな

ればやはり結果的にはそういう状態を見なきやわ

からないというんでは、やはり計画としては大体

三年先このくらいの加入者がいてこのくらいの回

収ができるばこのくらいの金は出せるだろうとい

う、ここで答弁はいたできませんがね、そういう

計画がなければ、その計画どおりいかないかな

か、というのはこれから皆さんの努力ですか

ら、そのとおりいかないかわからないけれど

も、少なくとも完済手当を一つの魅力としてつく

つて加入を促進するという改正案を提案してお

いて、しかしそれは加入者がどういう状況になるか

とではこれはいけないのであります、ある程度

の少なくとも、きょう御答弁要りませんが、やは

り見通しを立てることによつて、たくさんの人があ

りつていただければ完済手当金というのではなく

出ますよという、迫力ある、法律改正するわけ

ですから、結果的になつてみなきやわかりません

よといふんじやこれはだめなんですよ。これはも

う保険数理の運営ですから、そういうことあなた

に答弁求めなくともわかるわけがありますから、

どうかひとつそういう迫力のある計画をつくる

て、全体一致してとにかくこの制度の運用をして

いくといふひとつ立場に立つていただきたいと思

います。

○政府委員(廣瀬武夫君)　時間が来たからこれでおしまいにし

ますが、いづれにいたしましても中小企業の行政

が、先ほど吉田先生も質問されておりましたけれ

ども、いろいろ幾つかの形に分かれているんです

けれども、中央会みたいに専任の大臣を置けと、

私言いませんが、やはり時の流れによつてそれぞ

れ制度ができるから、ある程度やむを得ないと思

うんですけども、しかし、まあそろそろ、いろ

んな角度で中小企業を育成しているわけがありま

すけれども、総体的に、総合的に出先の問題ももちろんやる必要があるんじやないかと思いますので、大臣、最後に少し中小企業行政を総合的に検討していただこうなことを要望いたしました。

○國務大臣(佐々木義武君) 御要望に沿えるようになりますが、一言ひとつ大臣、答弁してください。

○馬場富君 議案の質問に入る前に、いまちょうど大臣も出席でございますので、風雲急を告げております。イラン石油の問題について、最近の状況では日本人の社員の解雇問題等も起つて、非常に緊迫した状況にきておるわけですが、これにつきまして、最初に外務省の方から現状を御報告願いたいと思います。

○政府委員(藤原一郎君) 外務省というお話をございますが、私の方からお答えさせていただきました。

イランの石油化学プロジェクトでございますが、これはかねてから一定の規模で現状の維持及び若干の進歩ということで工事を進めておるわけですが、いろいろとの間イラン側からの要望等もございまして、わが方からの要望といふものもありまして、いろんな諸般の事情から必ずしも順調に進んでおるとは言えないわけでございますが、現在日本側の出資会社でございますイラン化学会の山下社長が現地に参りまして事業の遂行につきまして打ち合わせをしている最中でございまして、本プロジェクトにつきましては従前の方針どおり進めるということになつておるわけでございます。

○馬場富君 外務省関係は来てませんか。

○委員長(斎藤十朗君) 堤参考官が来ているそうです。

答弁求めますか。

○馬場富君 はい。

○委員長(斎藤十朗君) それじゃもう一度質疑しておきますか。

○馬場富君 イラン石油の現状を、ちょっとと外務省の方のつかんだる状況を説明してもらいたい。他のいろいろ手続的な面でし合わせ、話し合いを決める必要がある面がございまして、その辺におります。この工事は、イラン革命の起こりました際に八五%完成しておりますが、その後革命によって中断されたわけですが、本年の二月から再開に向けて徐々に事業を進めてまいりまして、維持、整備等を始めまして、現在日本人の職員が現場では三百名に至っているという状況でございますけれども、イラン側との話がつけば、月中にも三百人程度の職員があえまして、本格的な再開に向けて動き出すると、こういう現状でございます。

ただ現在のところ、イラン側と日本側との間で、この再開の手順について鋭意交渉中と、そういうふうに承知しております。

○馬場富君 これ、どちらからでも結構ですが、現在この折衝の関係で問題点となつておるのは、いわゆる日本側とイラン側が三月に合意事項がなされておるわけです。これはどういう関係で合意がなされたかという点と、この合意事項というのは実際はどういうものなのか、この点をどちら側でもいいから説明してもらいたいと思います。

○政府委員(藤原一郎君) 合意事項と申しますのは、再開するに当たりまして、主としてその交渉内容といたしましては、工事の進め方とかあるいは経営体制の正常化、あるいは諸手続の円滑化といふことにつきまして折衝を統合たわけですが、ござりますけれども、日本式の進め方といわばイラン方式の進め方といふうなものやはり革命前後におきますところの考え方の多少のギャップがありまして、その辺のやり合わせということが必要でございまして、いま申し上げましたような、コントラクターとの契約の明確化の問題とか、建設スケジュールにつきましてそれに伴う手続と――その際、実は先ほど外務省の方からお話をございました、五月末までに約三百人ぐらいの人を派遣するということも決めたわけでございます。

○馬場富君 これほど重大な経過の問題が、たとえば現地のイランでのやはり日本側の代表の折衝といふものが、また合意事項等の見解の問題

が、その他取締役会の問題、外資登録の問題、その他いろいろ手続的な面でし合わせ、話し合いを決める必要がある面がございまして、その辺について交渉をいたしまして、一応の結論を得ていただきたいと思います。

○馬場富君 そこで、この合意は日本側はだれが立ち会つたのか、そしてイラン側はどなたかと。

それから今後質問の場合も、われわれは、これナショナルプロジェクトとしてのやはり推進を見ておる事業でございますので、じき窓口は通産省のそれどなたがそれをきちっと掌握されるか、そのところを説明してもらいたい。

○政府委員(藤原一郎君) 交渉当事者といいますものは当然会社でございまして、日本側の代表は担当部局といたしましては私どもの経済協力部で主として担当いたしております。

○馬場富君 そこで、特にいま問題となつておるその点には、ちょっとあなたの方は答弁を触れられぬわけですが、いわゆる三月の合意の中で、いわゆる液化石油ガスですね、LPGの三プラントの建設を優先するという合意があるということを日本の方は理解しておるようですが、そこらあたりのところに一定の食い違いがあるということなんだが、この点はどうなんですか。

○政府委員(藤原一郎君) いまお話をございました工事の進め方の点でございますが、確かに合意いたしました点につきましては、まず三プラントからといふうな願を追つて進めるという方向になつておるよう承知いたしております。ただ、

最近になりまして、いろいろと議論の過程、まだ、山下社長が帰りまして報告を聞きませんと、つまびらかではございませんが、全面一齊に再開してくれば、いろいろな方の要求もあるや聞い

ておりますが、その辺はまだ確認はしておるわけではありません。

○馬場富君 これまで監督官庁なりに連携がとられるべきだと思いますが、この点はどうなんですか。

○政府委員(藤原一郎君) いまおっしゃいました三プラントの建設の取り進め方につきまして、三月の合意の点のとおりにいま先方は考えていないとおっしゃりますが、この点はどうなんですか。

○政府委員(藤原一郎君) いまおっしゃいました三プラントの建設の取り進め方につきまして、三月の合意の点のとおりにいま先方は考えていないとおっしゃりますが、この点はどうなんですか。この点はありますようにござります。ただし、その辺はやや安定した状態ではございませんで、目下三

月の線でやるべく交渉を日本側としては進めておるという状況でございます。

例の新聞等で報ぜられました解雇の点でござりますが、これはやや報道その他不正確な点がある

ようでございまして、合弁会社でございますので

一方的な解雇というのは通常あり得ないわけでございまして、その辺につきましてもなお向こう側の意向とこちら側の主張といふものは目下すり合

わせ中、こういうことでござります。これは、ただしその解雇の問題とプラントの取り進め方の問題とは直接関連はないものと理解しております。

○馬場富君 山下社長が現在までイランにおつて接觸を保つておるわけですから、その間にもこのような一つは解雇問題等も報道されたという状況で、非常に国民としては不安を持っておるわけですね。そういう点で、クーヒヤ代表と会談した状況といふのはどうなんですか。

○政府委員(藤原一郎君) クーヒヤ代表と山下社長との会談は銳意進行中でございまして、これは会談の終わりました段階でまだ正式の報告を待つて対処したいと思つておりますし、途中経過でござりますので、いま内容につきましてはいろいろと影響するところも多うございますので、差し控えさせていただきたいと思います。

○馬場富君 そこで、外務省にお尋ねしますが、報道等によりますと、このやはり危機打開のために和田大使がイランの石油相と会談をして打開を考えるような情報等が報道されておりますが、その点はどうですか。

○説明員(堤功一君) 和田大使とイランの石油大臣との会談はいざれ必要となる段階が来るかとも存じますけれども、いまのところ予定はされてございません。現在のところは、山下社長がクーヒヤ代表ないしは御自身モインファル石油大臣と会談を進められて、その成り行きを見守つていきたいというところでございます。

○馬場富君 最後にこの点の締めとして通産大臣にお尋ねしますが、報道によりますと、三井物産の社長がイラン石化の状況報告等で通産大臣に報

告されたと、こう聞いておりますが、その状況報告と、あわせて大臣のこのイラン石化の推進状況についての判断をひとつお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(佐々木義武君) さういふことではございませんが、おつしやったような趣旨の考え方も想定としてはあり得るかと思います。

に八尋三井物産の社長さんが私のところに参りましたが、非常に國が資本も出し、そして大々的に取り組んだ問題として、残されたイランの日本の関係の事業としては最大でもあるし、また唯一の事業ではないかと、こういう点で國もやはりこのことであらうけれどもひとつこの際がんばってもらいたいというので、エンカレージをいたしました。

○馬場富君 そこで、やはり一つは日本人の社員の解雇等の問題がかなりやかましく言われておりますが、こういう点についてどのように大臣は聞かれましたか。

○政府委員(藤原一郎君) 解雇の問題は、若干新聞報道等必ずしも正確でない点もござりますし、オーバーな点もあるようございますが、考え方として、事務職員を減らして技術職員をといふような考え方があるやに聞いておりますが、プラントの運営その他全般にわたりまして技術職員だけでそれを賄うということはやはりむずかしいんで、なかなかうか、その辺考え方のすり合わせが当事者同士であるんだろう、こういうふうに考えております。

○馬場富君 そこで、先般も日本人の職員が解雇されたわけですが、やはりそれに引き続きまして八十四人の解雇を保留するような措置等もなされてきておるという点で、結局かなり日本人の職員に対する問題を向こうが指摘してきておるということだけは事実だと思うんです、内容はともかく。そういうふうに、やつぱり一つは一貫してここはイランの大きい失業問題だけがこれの背景にあるのかどうか、それからこれは来ておる問題なのかどうか、そこらあたりの点、大臣かどちらでも結構ですかお答え願いたいと思いま

え方でございますので、私どもその考え方の内容について申し上げることはいかがかと思思います。が、おつしやったような趣旨の考え方も想定としてはあり得るかと思います。

○馬場富君 そこで、先日も私この質問をいたしましたが、非常に國が資本も出し、そして大々的に取り組んだ問題として、残されたイランの日本

の関係の事業としては最大でもあるし、また唯一の事業ではないかと、こういう点で國もやはりこのことであらうけれどもひとつこの際がんばってもらいたいというので、エンカレージをいたしました。

○馬場富君 そこで、やはり一つは日本人の社員の解雇等の問題がかなりやかましく言われておりますが、こういう点についてどのように大臣は聞かれましたか。

○政府委員(藤原一郎君) 解雇の問題は、若干新聞報道等必ずしも正確でない点もござりますし、オーバーな点もあるようございますが、考え方として、事務職員を減らして技術職員をといふような考え方があるやに聞いておりますが、プラントの運営その他全般にわたりまして技術職員だけでそれを賄うということはやはりむずかしいんで、なかなかうか、その辺考え方のすり合わせが当事者同士であるんだろう、こういうふうに考えております。

○馬場富君 そこで、先般も日本人の職員が解雇されたわけですが、やはりそれに引き続きまして八十四人の解雇を保留するような措置等もなされてきておるという点で、結局かなり日本人の職員に対する問題を向こうが指摘してきておるということだけは事実だと思うんです、内容はともかく。そういうふうに、やつぱり一つは一貫してここはイランの大きい失業問題だけがこれの背景にあるのかどうか、それからこれは来ておる問題なのかどうか、そこらあたりの点、大臣かどちらでも結構ですかお答え願いたいと思いま

よな一つの試みとしてこれは進められた以上、国を挙げての責任問題でもありますし、これに多くの日本の中小企業やそういう関係の企業や従業員が多く参加しております。そういう立場からも、どうか大臣も外務省とも連携をとられまして、やはりこれは三井だけに任せずに國もしっかりと補足推進をひとつ行つていただきたいと思ひます。が、その点はどうでしょうか。

○国務大臣(佐々木義武君) できるだけ連絡を密にしてお願いをした次第であります。

○馬場富君 そこで、やはり一つは日本人の社員の解雇等の問題がかなりやかましく言われておりますが、こういう点についてどのように大臣は聞かれましたか。

○政府委員(藤原一郎君) その辺はイラン側の考え方でございますので、私どもその考え方の内容について申し上げることはいかがかと思ひます。

○馬場富君 そこで、先日も私この質問をいたしましたが、非常に國が資本も出し、そして大々的に取り組んだ問題として、残されたイランの日本

の関係の事業としては最大でもあるし、また唯一の事業ではないかと、こういう点で國もやはりこのことであらうけれどもひとつこの際がんばってもらいたいというので、エンカレージをいたしました。

○馬場富君 そこで、やはり一つは日本人の社員の解雇等の問題がかなりやかましく言われておりますが、こういう点についてどのように大臣は聞かれましたか。

○政府委員(藤原一郎君) 解雇の問題は、若干新聞報道等必ずしも正確でない点もござりますし、オーバーな点もあるようございますが、考え方として、事務職員を減らして技術職員をといふような考え方があるやに聞いておりますが、プラントの運営その他全般にわたりまして技術職員だけでそれを賄うということはやはりむずかしいんで、なかなかうか、その辺考え方のすり合わせが当事者同士であるんだろう、こういうふうに考えております。

○馬場富君 そこで、先般も日本人の職員が解雇されたわけですが、やはりそれに引き続きまして八十四人の解雇を保留するような措置等もなされてきておるという点で、結局かなり日本人の職員に対する問題を向こうが指摘してきておるということだけは事実だと思うんです、内容はともかく。そういうふうに、やつぱり一つは一貫してここはイランの大きい失業問題だけがこれの背景にあるのかどうか、それからこれは来ておる問題なのかどうか、そこらあたりの点、大臣かどちらでも結構ですかお答え願いたいと思ひます。

○馬場富君 そういうわけで、先ほど来質問いたしましたように、ナショナルプロジェクトとい

うか、この点についてひとつ見解をお尋ねしたいと思います。

○国務大臣(佐々木義武君) この問題はイラン側も大変このプロジェクトの完成を重要視している問題でござりますし、わが方といたしましても、もうここまで来ておる問題でござりますから、あと一步ということで完成するわけでござるということだけは事実だと思うんです、内容はともかく。そういうふうに、やつぱり一つは一貫してここはイランの大きい失業問題だけがこれの背景にあるのかどうか、それからこれは来ておる問題なのかどうか、そこらあたりの点、大臣かどちらでも結構ですかお答え願いたいと思ひます。

○政府委員(廣瀬武夫君) 御指摘のとおり、この制度二年間の運用実績が当初の目標に比べてかなり低いところにとどまつております。その理由につきましては、まずこの制度が発足後日が新たでございますので、やはり制度の普及について必ずしも徹底が図れなかつたということと、加入促進の体制の整備が若干おくれたということにも起因していると思うわけでございます。そのほかに、この制度をつくりました当時に比べまして、中小企業の倒産状況が若干小康を得ましたこともこの加入を少なくした原因になつているかと思うわけございます。しかしながら、私どもこの二年間の運営を振り返つてみると、やはりこの制度が

中小企業者の要望の面から見まして、ニーズに十分見合っていたかどうかについて反省をする。考え方直すわけでございます。

〔委員長退席 理事中村啓一君着席〕
そういう意味で、今回改正をお願いをしているわけでござりますけれども、この改正がお認めいたいだけました。曉には、一層の普及促進、加入促進をいたしますとともに、関係者の全般的な御協力を得まして、制度の一層の発展を図つていきたいと、このように考えております。

でお願いした点でございます。今後も十分検討を続けまして、必要な改正というのは、この五年の見直しとそういうのはもちろんやりますけれども、必ずしもそれになるとわざず必要な改革案について、成案を得ますれば、またこの制度を逐次いいものに変えていきたいというふうに考えておりますので御了承をお願いしたいと思います。

○馬場富吉 それはよくわかりましたが、私はこの共済制度ができたときに感じたことは、やはり政府がそういうわけで中小企業の倒産を一つは救つてやろうというわけでつくった共済制度ですか

をしたわけでございます。共済の運営といったましては、やはり必要な経費を要する何といいますか費用は借り入れをした人からいただかなくてはいけないということから、こういうことになつておるわけでございますが、この共済の運営を加入者をふやすとかあるいはこの貸し倒れが権力少なく努力するとかいろいろ努力をいたしまして、実質上この借入者にかかる負担をこの手当金で軽減していくのが今度の趣旨でございまして、われわれといたしましても今後十分努力をいたしまして、こういう趣旨が生きるようになつたま

いは近代化保険等の利用状況が、余り利用されていない、というような状況を先ほども指摘されておりましたが、この数字の上からもわかるわけです
が、それに今度新しく新技术企業化保険がここで創設されてくるわけでございますが、非常にこの制度は中小企業の技術開発の関係の方々にとってはこればかりいいものじやないかと私は思うんですが、こういう公害防止保険や近代化保険がなぜ利用されにくいかという点ですね、どのように考えて いますか。

いいという私は理解はできるわけで、これによつて何人の人が救われたということについては認めますが、やはり通産省が中小企業の倒産防止共済法ということを中小企業の倒産対策として打ち出したとしては余りにもさみしい感がするわけですよ。それじゃ今度の改正で、いまあなたが御答弁になつたような諸問題が解決できるかどうか。私はいままでのそれは改正は一步前進だから賛成ですよ。賛成ですが、いまおっしゃつたような共済制度が非常に魅力がない、人気がない。中小企業はこれに對して倒産の場合の対策として当然これに加入した方がいいんだという、こういうややり人気がわかないというところに大きい問題点があるのではないか。それはそのままの改正だけができるかどうかという点を非常に心配だと思うん

○政府委員(左近友三郎君) 御指摘のとおり、今回は実に緊急に必要な改正ということで三点の改正をいたしたわけでございます。この法律自身も実は経済の状態、それから共済制度の運営の状態によりまして五年ごとに見直すという制度になつております。しかし、われわれといたしましては、この二年間の実績にかんがみて、とりあえず

正の位置を、一頃の歌

○政府委員(左近友三郎君) 御指摘のとおり、その十分の一の、つまり貸付額の十分の一についての権利消滅ということにつきましては、いろいろな御批判があるわけでございますが、今回その御も疑えると思うんです。そこらあたりの問題が一つ私はこの措置の中に必要ではないかと、この点で御了承をお願いしたいと思います。

○馬場富君 それはよくわかりましたが、私はこの共済制度ができたときに感じたことは、やはり政府がそういうわけで中小企業の倒産を一つは救つてやろうというわけでつくった共済制度ですかから、それはそのことについての乱用等はそれは政府として責任があるわけですけれども、どちらにしても対策としては政府が、なるべく傷つかぬよう傷つかぬようにという条件ばかり多過ぎるところの点に、もうそこに法はつくれども本当に中小企業の人たちの倒産の苦しみから救つてやろうという、そういうところの問題点に非常に制約が多く過ぎるということですね。たとえばその一つにはいまの権利消滅措置がござりますけれども、このいわゆるあれですね、貸付額の十分の一に相当するものを結局借り入れ金の総額から引くといふものでやつておるんですね。こういう点でもこれはもう悪用中の悪用でございます。私はそのかわりに今回いまの完済の手当金制度が創設されたんで、これによつて長官の方は逃げようとするかもわかりませんが、私はそうではなくて、やはりこういうものは廃止の方向に持つていて、やはり中小企業は倒産の中から立ち上がりうとしておるわけですから、それを疑おうとすればどこまで批判にこたえるべく完済手当金というものを創設すべきでしようか。

をしては、やはり必要な経費を要する何といいますか費用は借り入れをした人からいただかなくてはいけないということから、こういうことになつておるわけでござりますが、この共済の運営を加入者をふやすとかあるいはこの貸し倒れが権力少なく努力するとかいろいろ努力をいたしまして、実質上この借入者にかかる負担をこの手当金で軽減していくみたいというのが今度の趣旨でござります。われわれといたしましても今後十分努力をいたしまして、こういう趣旨が生まるようになつたいたいと思いますし、またこの制度自身についても必要とあればまたいろいろ検討していくたいと思つておりますが、今回はこういうことで、とりあえずこの御批判にこたえる第一歩として考えたといたいふうな制度であるといふうに御理解を願いたいと思います。

いは近代化保険等の利用状況が、余り利用されないといふような状況を先ほども指摘されておりましたが、この数字の上からもわかるわけですが、それに今度新しく新技术企業化保険がここで創設されてくるわけでございますが、非常にこの制度は中小企業の技術開発の関係の方々にとってはこれはかなりいいものじゃないかと私は思ふんですが、こういう公害防止保険や近代化保険がなぜ利用されにくいかという点ですね、どのように考えておられますか。

○政府委員(中澤忠義君) 先生ただいま御例示になりました公害防止保険は、約十年間の実績があるわけでござりますが、昭和四十六年に創設されました、四十八、四十九年ごろがピークでござります。また、近代化保険につきましても、昭和三十八年以降約二十年近い実績がござりますが、年代中ごろがピークと。やはり、公害にいたしましても近代化にいたしましても当時の経済情勢を反映いたしまして企業の公害防止努力の高まり、あるいは中小企業におきますそういう指定業種の近代化、高度化の高まりという実態を反映しておられまして、いずれの保険制度につきましても最近やや頭打ちあるいは減額基調にあるということは、それらの需要が公害あるいは高度化につきまして一巡つつあるということに理由が求められるかと思います。

○馬場富君 この新技术企業化保険といふ制度は、現場の中小企業の技術開発をやっておられる方々からすれば、私は非常に適切な措置だと、こういうふうに思うわけですがれども、これもやはり制度の運用のいかんによっては、ぼくは、公害防止保険にしても近代化保険にしてもただいまの答弁だけでなしに、そういうやつぱり運用面についての問題がすいぶんあるんじゃないかというふうに実は現場を見てそう思うわけです。

そういう点について、これは制度をつくってもやはり中小企業の技術開発する人たちが利用できなければ何にもならぬと思うんですね。こういう点についての運用面についてはどのように考えてお

で、これによつて長官の方は逃げようとするからもわからまんが、私はそうではなくて、やはり中小企業は倒産の中から立ち上がりろとしておるわけですから、それを疑おうとすればどこまでも疑えると思うんです。そこらあたりの問題が一つ私はこの措置の中に必要ではないかと、この点どうでしょうか。

減量經營に努めまして外部資金の依存度を減らしておられたということによるかと思ひます。

また、五十四年度の見通しでございますが、五十四年度に入りましてからは景気の回復が出てきておりますので、前年すなわち五十三年度比三%増の四兆二千六百億円程度になるかと見ております。

○馬場富君 次に、金額の点については六年以來の前進でござりますので、この点は理解いたしましたが、

〔理事中村啓一君退席、委員長着席〕

特にいままでの制度の中で公害防止保険とかある

○馬場富君 この新技術企業化保険という制度は、現場の中小企業の技術開発をやつておられる方々からすれば、私は非常に適切な措置だと、こういうふうに思うわけですけれども、これもやはり制度の運用のいかんによっては、ぼくは、公害防止保険にしても近代化保険にしてもだいまの答弁だけではなしに、そういうやつぱり運用面についての問題がすいぶんあるんじやないかというふうに実は現場を見てそう思うわけです。

そういう点について、これは制度をつくつてもやはり中小企業の技術開発する人たちが利用できなければ何にもならぬと思うんですね。こういう点についての運用面についてはどのように考えて

○馬場富吉 この新技術企業化保険といふ制度は、現場の中小企業の技術開発をやつておられる方々からすれば、私は非常に適切な措置だと、こういうふうに思うわけですけれども、これもやはり制度の運用のいかんによつては、ぼくは、公害防止保険にしても近代化保険にしてもただいまの答弁だけでなしに、そういうやつぱり運用面についての問題がすいぶんあるんじやないかというふうに実は見易を見て、そう思つます。

○黒場富春 次に金額の点について、何年ぶりの前進でござりますので、この点は理解いたしましたが、

〔理事中村啓一君退席、委員長着席〕

そういう点について、これは制度をつくってもやはり中小企業の技術開発する人たちが利用できなければ何にもならぬと思うんですね。こういう点についての運用面についてはどのように考えて

い
ま
す
か。

○政府委員(中澤忠義君) 新技術企業化保険は、まさに新技術の企業化に伴うリスクあるいは資金需要を十分カバーするために新たに導入することを目的としておりますので、新技術の認定につきましてもその技術が中小企業の分野で広く普及しておらない、あるいは商業化されておらないという場合には、信用保険公庫あるいは保証協会の認定によりまして保険のあるいは保証の対象にするということを考えております。したがいまして、他の制度に見られますような限定的な運用ではなくて、その技術が中小企業分野で普及しておらない場合にはその対象とするという形で運用するにによりまして、この制度が広く中小企業の中でも活用されるよう用意していくかのように考えております。

○馬場富君 私は、なぜそういう質問をしたかといたしますと、きょうは時間がございませんので、これは後日譲りますが、同じような中小企業の関係で通産省の機械情報産業局の関係に研究開発型企業育成センターといいうのがございます。これはやはりそういう研究開発の関係の資金を融資する制度でございますが、まあこの点については、私はもつと問題点を指摘したいわけですけれども、先般私の相談の中にそういうような非常に農業関係の公害の画期的な新技術を開発した方があります。ところが、一応この企業育成センターがそれをどういう関係の窓口であるということで聞いてみたところ、その担当者いわく、非常にこの資金の活用はむずかしいですよという言葉が連発して出てきました。むずかしい制度のようなものはつらぬく方がいらっしゃるといふふうです。何のために制度をつくるのか。私は、もう少し制度の本旨に返って運用に担当者が当たらなければならぬのじゃないかと想っています。たとえば、今回の新技術企業化保険制度をつくるべきというのは、いわゆる新技術を開発する人は必ずおいても、そういう中小企業の方々のそういう問題の援助のためにつくるわけでしょう。そうしたとしたら、ここでよく長官も考えておいていただきた

しも経済的に恵まれていない人もあるんですよ。そういうような一生懸命研究した人ほど資金的に困っているような人が多いのですよ。そういう中に日本が開拓していくような技術もあるわけです。そういうところに非常にその方の研究が融資制度や開発制度にびつたり合っているよなどころでも、いわゆる信用やそういう問題だけで簡単に片づけてしまうという、こういう幾ら対策立てても一般の銀行屋みたいなそういう制度の運用のあり方はぼくは幾らつくたって今後だめだと思うんです。この点についての答弁をしっかりと聞いていただきたいと思うんです。

○政府委員(左近友三郎君) いま御指摘のような点、われわれも十分反省をしなければいけないと存じます。ことに信用保証協会の運営につきましても、従来われわれの方は十分中小企業者のために積極的に保証を行うよう指導はしておりますけれども、いろいろな御意見なども聞いております。

今回、この新しい新技術企業化保険を実施するに当たりまして、制度ができましてもまさに御指摘のとおり本当に中小企業の身になつてこれが運用されない限り意味がないわけでございます。したがつて、これについてはわれわれも十分指導いたしますが、制度的に言いましても、このいわゆる保険によるてん補率が八〇%などということと從来の一般的のものよりは高いわけです。それだけ国が援助をしておるわけござりますから、國の趣旨を徹底して保証協会としてはそういう新技術企業化というものに役立つものはどんどん保証するということにいたしたい。それによらなければせつからくの制度をお認めになつていただいた趣旨が貫けないというふうに考えますので、十分われわれはそういう点を徹底させていきたいというふうに考えております。

○馬場富吉 これは最後に長官か大臣でもよろしいですが、そういういま私の質問した趣旨というのは、だから政府がつくる特に中小企業向けの対策については、特に金融面については、窓口が一

般金融にあつても、こういう点だけはきへりと差別をもつて、対策の方向についてはそういう対策の目的に沿つたよ的な必ず取り扱いをしようということをしつかり指導してもらいたいと思うがどうでしようか。

○政府委員(左近友三郎君) 御趣旨を体しまして十分指導いたしたいと思います。ことに金融機関等に対しましては必要の都度、直接あるいは大蔵当局を通じていろいろ要望いたしておりますので、この点は十分御指摘に沿うような指導をいたしてまいりたいというふうに考えております。

○市川正一君 まず法案に即して若干の質問を行います。

〔委員長退席、理事中村啓一君着席〕

ことしに入つてから企業倒産件数は一千五百八十八件、二月一千二百七十六件、三月一千四百四十五件といずれも前年同月を上回る高水準となつておりますが、中小企業の経営の実情は依然として厳しいものになつています。

そうした現状に立つて、これまでの審議とダブルない形で幾つかの点にしほつて伺いたいのあります。まず今回のこの改正によって、中小企業倒産防止共済法であります、掛金総額の最高限度、共済金の貸付限度額のそれぞれ引き上げ、また掛金の積立期間の短縮、完済手当金制度の創設などが盛り込まれております。こうした改正が中小企業の要求を一定程度反映したものとして、私は、それ自体結構なものというふうに存んでいますが、その上に立つて、今回改正の完済手当金制度のもう一つの側面ですが、掛金を規定どおり納付した人で、共済事由が発生しなくともなお掛金をそのままにしている人に対する優遇措置が現在ないわけであります。完済手当を制度化するのであるならば、こうした人のためにも、たとえば掛金を担保にして、そして低利の融資制度、いわば還元融資制度というのを考えてもいいのではないかと思うのですが、この点どうでしょうか。

○政府委員(廣瀬武夫君) 御指摘の趣旨は余裕財源の処分方法としまして低利の融資制度を設けて

はどうか、このように理解するわれてございましては、幾つかの方針がござりますけれども、どの方法を採用するかにつきましてはやはり考慮すべき点が若干あると思います。まず第一に、この倒産防止共済制度という共済制度の目的に合致するかどうか、あるいは制度の安定的な運営を阻害するものでないかどうか、あるいは中小企業者の要望に沿い得るものであるか、こういった点を考える必要があるかと思うわけでございます。

今回御提案しております共済手当金制度は、加入者の実質的な負担を軽減するという意味で、連鎖倒産防止の目的達成に資すると同時に、一種の還元的な意味があるものと考えております。また、この手当金制度は制度の安定的な運営を確保しつつ行われるものでありますし、また共済金貸し付けにかかる実質的負担の軽減は中小企業者の要望のうち最も強いものであつたという点で、余裕財源の処分方法として妥当なものではなかろうかと考へるわけでございます。しかしながら、いま御指摘がございましたように、今回の完済手当金制度のみで果たして十分であるかどうかにつきましては、いずれにしましても五年ごとに制度の見直しをいたすことになつておりますので、その際、その時点におきます共済収支の状況を十分勘案いたしまして検討を続けてまいりたい、このようになります。

○市川正一君 制度が発足してまだ間もないことですから、いろいろ検討の余地はあると思いますが、ぜひ現実的な課題として取り組みをこの機会に重ねて提案し、要望いたしたいと思います。

もう一つは、運用と関連しますが、窓口の問題なんですが、現在、窓口は御承知のように中央会、商工会議所及び商工会に限られております。しかし、中小業者の便宜を考えると、たとえば地方自治体とか金融機関にも窓口を置く必要があるのじやないかというふうに考えるのですが、この点どうでしょうか。

○政府委員(廣瀬武夫君) この制度の委託を行います。団体は、委託業務の内容がいわば法的性格を持つことから、御指摘のとおり、中小企業関係の団体であります商工会議所、商工会及び業種別団体を会員とした中央会等に限つておるわけでございます。現在、この業務委託をしております団体は全国で三千七百七十五に至つております。中小企業者の加入に支障は生じないものと考えておるわけでございます。しかししながら、今後の問題といたしましては、たとえて申しますと、金融機関に業務委託をするべきかどうかにつきましてはいろいろ配慮する点はござりますけれども、前向きに検討したいと思うわけでございます。

なお、地方公共団体に委託できるかという点でございますけれども、この委託の中身が中小企業者であることの確認とか、あるいは相手方の倒産によります回収困難額の認定事務とか、あるいは各種の証明事務といった管理事務がございまして、きわめて煩瑣な業務を伴うものでございまして、果たして市町村あるいは県等にこういう業務を行わせることは適当であるか、疑問に思うわけでございます。しかし、この制度といたしましては、都道府県等につきましても、制度の普及については積極的な協力をお願いしているところでございまして、特にこの点に関しましては今後とも引き続き協力を願いたいと、このように考えておるわけでございます。

○市川正一君 先ほど来の政府答弁、廣瀬部長の答弁にも加入者が少ないということが指摘されておるわけです。私はそういう状況等を考え合わせると、もっとこの制度を広く普及させ、そしてまた制度を充実させる必要性、そういう意味からも窓口を中小業者の方々にもっと身近なものにしていくという点から、私はこの提案は有効であろうというふうに所存しておるんですが、この点もぜひ前向きに具体的に検討されることを重ねて要望いたしたいと思います。

次に、中小企業信用保険法の改正の問題でありますが、それぞれ一定の改善——付保限度額の引き上げが提起されております。これ自体まことに結構ではあります、信用保険公庫で引き受けけるだけの資金手当はどうなつておるか。この点を伺いたい。

○政府委員(中澤忠義君) 信用保険公庫の保険引き受けの予定額でござりますが、公庫の事業計画で決めることにしておりますけれども、五十四年度の保険引き受けは約四兆二千六百億円程度でござりますが、五十五年度の予算におきましては前年度比約一割増の五兆一千六百五十億円を予定しております。したがいまして、一割増の予定を組んでおりますので十分かと思います。

なお、年度途中に万一般に中小企業の資金需要が急増する場合には、予算規則におきまして保険引き受け限度額を用意しております。これが機動的に対応できることになつておりますが、その保険引き受けの限度額は六兆七千億円という相

当高い規模を用意しておる状況でございます。

○市川正一君 現実の問題は、この付保限度額の引き上げに見合つて中小零細企業が金融機関から融資を受けることが実際に可能なのかどうかという実態なんです。たとえば、ことしに入づから企業倒産の大きな要因の一つとして、民間調査機関の調査によりますと、公定歩合引き上げなど金融引き締めが本格化するに伴い、金融機関の選別融資が強化をされ、金利負担があえるということを挙げているのですね。つまり、五次にわたる公定歩合の引き上げなどによる金融引き締めが倒産激増の背景にあるということは、これは疑い得ない事実なんですね。そうしますと、たとえ付保限度額を引き上げ、また信用保証の拡大が可能になつたとしても、実際には金融機関の融資を受けることができないという危険性といいますか、可能性といいますか、これが十分に考えられるわけであります。したがって、付保証額の引き上げとともに、銀行の中小企業等に対するいわゆる選別融資をやめさせることができないという必要があるのです。そうでなければ、いわば仮つて入れられずということになります。そこで、銀行など民間金融機関に対して中小企業への不當な選別融資をしないよう私は強力な指導が必要だと思うんですが、この点はどうでしょうか。

○政府委員(左近友三郎君) 御指摘のとおりだと思います。実は、物価対策ということで金融引き締めが行われておるわけでございますので、この

物価対策としての金融引き締めというのは必要でございますが、これが不当な中小企業に対する

選別融資というふうなことになつてくればこれが問題でございますので、この点については、実

は公定歩合の引き上げ等に絡みましてすでにわれわれの方から直接金融機関の団体に対しまして中

小企業の健全な経営を行うのに支障を來さないよ

うな貸付態度を維持してもらいたい、ということはこれ

は公定歩合の引き上げ等に絡みましてすでにわれわれの方から直接金融機関の団体に対しまして中

小企業の健全な経営を行うのに支障を來さないよ

</div

○市川正一君 私は、事実は明白でありますので、調査を速やかに終結していただきことを要請いたします。

きょう、具体的な事実に即しながらおただしたいもありますが、この東京信用金庫というのは、これまでも暴力団関係企業へ十五億円も不正融資した事件とか、あるいは信用金庫としての融資限度を超えた多額の融資をしてその焦げつきをもたらすとか、まさにござん、不正融資の最たるものとして社会的にも大きな問題になってきたところであります。たとえば、東京信用金庫の中井駅前支店、これは西武新宿線の中井駅の前にある支店であります、ここでは、五十一年三月末の数字を見ますと、預金量七十七億円で貸し出し量は百億円。しかも三社だけで約六十億円を貸し付ける。うち四十八億円が不良債権となつておる。その後、大蔵省の管理金庫となつて今日に至つております。御承知のとおりですね。しかし、その後もざんざん融資というのは少しも改善されていないんです。

実例で私指摘いたしましょう。

新潟県三条市の直江町四の八の四十一にある松井産業というところと去年の八月末から取引が始まりました。約四億円の融資をいたしました。ところが、三ヶ月後の十一月末には不渡りを出し、十二月五日に倒産した。そして、去年の十二月現在で四億九百万円が焦げついております。この松井産業の事件、この事実について大蔵省は御存じですか。

○説明員(小田原定君) 昨年の八月からこの取引が始まったという先生の御指摘ござります。松井産業と東京信用金庫との取引と申しますとこれは個別の問題に当たることでござりますので、恐縮でございますが、内容についての意見を申し上げるのは差し控えたいと思ひますが、取引が昨年八月あつたということは承知いたしております。

○市川正一君 この東京信用金庫は大蔵省の管理金庫なんでありますから、私そういう前提で以下進めてまいりますが、この松井産業の場合、確か

に融資時点では東京都内に事務所を移しています。しかし、もともとは新潟県の三条市です。それが豊島区の東池袋のサンシャイン60に事務所を移したことは事実です。しかし、これは明らかに

東京信用金庫から融資を引き出すための移転といいます。

五十四年七月二十日に自民党代議士秋田大助氏の紹介により秘書岸正氏と松井武治が来庫、第四条第一項第一項の三條支店を主取引として行つているけれども、東京本部をサンシャイン60の十二階に移転し、九月七日ころに本店登記し本社としているので取引銀行も移転したいという申し出があつたと、こう述べております。そして、同じく昭和五十四年八月三十一日、新潟県の工場、決算書、販売先等を検討し、取り上げ可能と思量して第四との肩がえを行つた。

こういう経緯が示されております。その結果、わざか二ヶ月半の間に約四億円が融資されているんです。そして、その半月後には倒産という事態であります。まさにこういう信じがたいような経過がこの裏議書に書き示されています。そして、現在代表者は行方不明です。

(理事中村啓一君退席、委員長着席)

倒産後、松井産業は一体どういうところだということで調べてみますと、すでに五十四年の春の時點で給料支払いすら困難な状態になつています。

○説明員(小田原定君) が始めたという先生の御指摘ござります。松井産業と東京信用金庫との取引は個別の問題に当たることでござりますので、恐縮でございますが、内容についての意見を申し上げるのは差し控えたいと思ひますが、取引が昨年八月あつたということは承知いたしております。

○市川正一君 この東京信用金庫は大蔵省の管理

説明することは差し控えさせていただきたいと思ひます。

○市川正一君 少なくとも否定はなきらない、そうですね。

○説明員(小田原定君) 昨年の夏から取引が始まつたということは聞いております。

○市川正一君 そうしますと、私は、こういうようないわば信じがたいようなこと、わずか一ヶ月半、三ヶ月足らずの間に四億円貸して、そして焦げつくというようなことは普通の金融機関ではおそぞ考えられない、あり得ないことです。東京信用金庫は、一連の不正融資に浅野前理事長が責任をとつたということで、現在は会長になつております。ところが、実際にはいまなおこの浅野ワンマン体制といいますか、このままに横暴な專制的体制が続いている、こう言われております。こういう常識を越えたような事件というのは浅野体制のもとでの不正乱脈の一連のいわば弱点につけ込まれたんじゃないか、そうしか考えようがないような事態であります。ちなみに、この松井産業を東京信用金庫に紹介した秋田大助氏は、御承知のように徳島の出身です。そして、この浅野前理事長も徳島の信行寺という寺の住職、同郷人です。この点もまことにKDDと類似をいたしておりますが、しかもこの四億円の融資が行われた時期は、時あたかも昨年の総選挙直前の時期であります。だとすると、もしこの裏議書に述べてある事柄がそうだとすると、総選挙の資金とのかわり合い、そういう重大な疑惑をも私は生じてくると思うのであります。私はこういう東京信用金庫の乱脈ぶりというのはただ単なるざんざん融資だけではないであります。先般も本店の管理部長補佐の約一億円の使い込み、これは正確には詐欺と横領罪で逮捕されたんですが、これも御承知のとおりです。私ども入手した資料によりますと、たとえば、事業用動産ということで古銭、たとえば大判小判とかあいうもの、これを六千三十五万円も購入しておる。理事長室には二千七百五十万円もかけた高級じゅうたんが敷いてある。ある

い一千一百万円の絵画、一百八十万円のブロンズ像。およそ信用金庫として必要でないものが次々と購入されている。すべて浅野前理事長がやつたことであります。まさにこれは小型KDD、信金におけるKDD版、こう言って差し支えない思ふのであります。私が入手した五十四年十一月十日付の「管理債権本部移管稟議書」によりますと、経過報告の中で次のように記されております。

五十四年七月二十日に自民党代議士秋田大助氏の紹介により秘書岸正氏と松井武治が来庫、第四

条第一項第一項の三條支店を主取引として行つているけれども、東京本部をサンシャイン60の十二階に移転し、九月七日ころに本店登記し本社としているので取引銀行も移転したいという申し出があつたと、こう述べております。そして、同じく昭和五十四年八月三十一日、新潟県の工場、決算書、販売先等を検討し、取り上げ可能と思量して第四との肩がえを行つた。

こういう経緯が示されております。その結果、わざか二ヶ月半の間に約四億円が融資されているんです。そして、その半月後には倒産という事態であります。まさにこういう信じがたいような経過がこの裏議書に書き示されています。そして、現在代表者は行方不明です。

(理事中村啓一君退席、委員長着席)

倒産後、松井産業は一体どういうところだという

ことで調べてみますと、すでに五十四年の春の時

點で給料支払いすら困難な状態になつています。

○説明員(小田原定君) 端的な一般論として申しますと、可能な限り、物件費等も、資金規模に応じた物件費等の支出はあつていいというふうに理解いたします。

○市川正一君 これはそこを利用していわば庶民、それから特に中小業者の方、そういう方が、あなた、一千七百五十万円もかけた高級じゅうたんなんか、そういう事業活動に要りますか。

これは本筋や言うたって、そんなもの、あなた、いいと言ひうんですか、どつちですか、はつきりしてもらいたい。

○説明員(小田原定君) 法律論として申しますと別に違法なことではないと思います。その経営、金融機関として物件費の支出が経営の規模に照らして妥当かどうかという判断の問題じやなかろうかと思ひます。

○市川正一君 それだけじゃないんですよ。

たとえば、浅野前理事長は、先ほども申しまし

たように徳島の出身ですが、この人が四国地方に出張しているんですが、何で東京信用金庫の理事

長が四国に出張するのか、それ自体不可解なんですが、要するに、お国帰りでしょ。その際、ヘリコプターで行つております。そのヘリコプターの離着陸用に小学校や中学校を使つてゐるのですが、そこへの謝礼金、お礼です。ここに伝票もありますが、それから旅館の女中さんへの心づけや手みやげ、祝儀などを出しているけれども、これ全額東京信用金庫の経理から交際費として出してゐる。こういうてたらめないわばやり方というものが、結局不正融資やすざな貸し付けの土壤になつてゐることは明白であります。いまのようなヘリコプターの話、そういう交際費というふうな形でやられていることを大蔵省は知つておられると思いますが、どうでしょ。

○説明員(小田原定君) いつの時点のものであるか私存じませんので、ただいまのところそういうことは存じておりません。

○市川正一君 そうすると、そういうものが東京信金の経理として出されていることについてはどう思いますか。

○説明員(小田原定君) 会長が金融機関の業務の一環として旅行をなさつたものとして出されたものであれば、その金融機関の経費として支弁されるといふものであろうかと思ひます。

○市川正一君 いいかげんなことを言ひなさん。にやにや笑つて、何を言つてゐるか、あなた。

それで、ちゃんとここにあるんですが、私伺いたいんだけれども、大蔵省は、貸し付け関係だけでなしに、こうした交際費についても検査をなさつてゐるんですか。また、私、すべきだと思うんですね。その点どうですか。

○説明員(小田原定君) 金融検査は貸し出し、つまり信面が適正な与信をしているかどうかといふことを中心として検査をいたしております。経費面ももちろん検査をいたしますが、経費面で、過当な物件費あるいは他の経費を支出しているのは、金融機関の健全性を確保するという観點からいかがかということは時に指摘することがござります。

ざいます。

○市川正一君 そうすると、交際費も検査をするということですね。

て責任ある調査を進めていただきたい、こう要望いたします。

○説明員(小田原定君) 東京信用金庫については、昨年の二月に検査をいたしましたので、いざ行の支出として支出されているものかどうかといふのは確認いたします。ただ、金融機関の検査は二年に一回程度で巡回的にしておりますので、最近時点のものでどうかと言わざれども、私どもの方としては完全には掌握してない、こういうことでございます。

○市川正一君 いずれにしても、いま私が指摘したような問題については検査の対象になるし、それが適正な支出であるかどうかということは、大蔵省として検査をされるというふうに確認をしてしいですね。

○説明員(小田原定君) 検査に際しては、与信並びに受信の面が中心でございますが、そういう諸経費等のあり方についても検査をいたします。ただし、検査は強制権に基づくものではございませんで、任意検査でございまして、金融機関の御協力を得てその内容を承知するということでございまして、まだ、その支出が違法かどうかという点になりますと重大な関心を持ちますが、当、不当の点については必ずしも、余りにもその資金規模に比して不适当、過大な支出であればいかがでしょうかという御指摘をするということはございま

金庫ですね、ここが政治献金をやるというの、これは少なくとも好ましくないんではないかと、こういう考え方は大蔵省としておとりになつてゐるのかどうか、こういうことです。

○説明員(小田原定君) 先ほども御答弁申し上げましたとおり、政治資金規正法から見ますと、この機会に内容については十分精査、検査をいたしたいと存じます。

○市川正一君 さらに政治献金についても、これは相当額に上つておるんです。私がいまつかんでいたる範囲でも約三千万円、そのうち二千万円については領収書があります。時間が参りましたので、きょう私はあえて名前は申しませんが、その中には元衆議院の大蔵委員の名前も入つております。不正乱脈の追及を逃れるために、政界工作を行つたという疑惑がまことに濃厚であります。私はこの問題については今後も引き続いて究明をいたしたいが、持ち時間になりましたので最後に伺いたいのですが、公共性のこのように非常に強い、そしてまた中小企業の方々、本当に血のにじむような思いで自分の営業を続けておられる中小企業の方々を対象とするこの信用金庫でありますね、こういう多額な政治献金を行つていうことは好ましくないと私は思つてゐりますが、大蔵省としてはどうお考えなのか、その点を伺いたい。

○説明員(小田原定君) まあ政治資金の問題は私ども直接に所管いたしておりませんけれども、政治資金規正法の法律を見てみますと、まあそれをすることを否定はしておりませんので、これを完全に大蔵省の方で金融機関はだめだといふのが、法律論でございますが、否定の必要ないのに――法律論でございますが、否定の必要ないのではありません。

○市川正一君 私が言つてゐるのは、金融機関一般というよりも、特にこういう東京信用金庫のよう

に、公共性が非常に強いと、そしてまたその対象

が中小企業の方々だと、きよも深刻な状態いろいろ他の同僚委員からも出ました、そうして政府としても中小企業に対するいろいろの措置を積極的にとって、そういう方々を中心として対象にしてゐる、中小企業をまあいわば相手にしてゐる信用

起した問題の調査とあわせて、ひとつ大蔵省とし

ざいます。

○市川正一君 そうすると、交際費も検査をする

ことがあります。

○説明員(小田原定君) 法律上許されてることでございますので、私どもの行政の立場ではそれが

どちらとも判断を言つことはなかなか……。

○市川正一君 時間がちょうど参りましたので、完全には好ましいとは言い切れないといふ、いわば意のあるところ、すなわち、全体としては好ましくないけれども、うまく言葉を了として、じゃあそういう姿勢でひとつこの問題について臨んでいただきたい。また、幾つか出した問題については私、今後も引き続いて調査の状況をお聞きしますし、またかかるべき場でお答えも求めたい。

まあ特に中小業者を守る立場にいらっしゃる大臣も、せつからく同席してこのやりとりをお聞き願つたし、事実もお耳に入れていただきましたので、今後そういう立場から政府内部でもいろいろ御尽力を賜りたい、こうすることを要望いたしまして、終わります。

○委員長(斎藤十朗君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、向井長年君が委員を辞任され、その補欠として井上計君が選任されました。

○委員長(斎藤十朗君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御意見もなければ、討論は終局します。

したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。まず、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(斎藤十朗君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致と認めます。

○大森昭君 私は、ただいま可決されました法律案に対し、自由民主党・自由国民会議・日本社会党、公明党、日本共産党、民社党及び新自由クラブの各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、本法施行にあたり、中小企業信用補完制度の一層の充実を図るために、次の諸点について適切な措置を講すべきである。
一、今後における経済情勢の推移並びに中小企業の動向を見守りつつ、付保限度額及びん補率のあり方について引き続き検討するとともに、時代に即応した新種の保険制度の創設についても検討すること。

二、中小企業信用保険公庫及び信用保証協会の運営基盤の強化に関する諸施策を積極的に推進すること。

三、新技术企業化保険制度の利用促進を図るために、新技術の認定等にあたつては、極力適正かつ彈力的な運用に努めること。

四、信用保証協会の保証つき融資の金利引下げについて、金融機関に対し引き続き積極的に指導すること。

右決議する。

以上であります。何とぞ御賛同いただきますようお願いいたします。

○委員長(斎藤十朗君) ただいま大森昭君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(斎藤十朗君) 全会一致と認めます。よって、大森昭君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案を問題に供します。

○委員長(斎藤十朗君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(斎藤十朗君) 私は、ただいま可決されました法律案に対し、自由民主党・自由国民会議・日本社会党、公明党、日本共産党、民社党及び新自由クラブの各会派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたしました。

この際、大森昭君から発言を求められておりますので、これを許します。大森昭君。

○大森昭君 私は、ただいま可決されました法律案に対し、自由民主党・自由国民会議・日本社会党、公明党、日本共産党、民社党及び新自由クラブの各会派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたしました。

○委員長(斎藤十朗君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(斎藤十朗君) 私は、ただいま可決されました法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、中小企業倒産防止共済制度の健全な運営を図るために、次の諸策を一層充実するよう努めるとともに、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一、本共済制度の基礎の確立と安定的運営を図るために、周知徹底を図るとともに、加入促進運動を積極的に推進すること。

二、法律の規定による五年の見直し期限内であつても、制度の内容を検討し、必要に応じてその改善に努めること。

三、共済金の貸付事務の迅速化を図り、極力貸付に要する期間の短縮に努めること。

右決議する。

以上であります。何とぞ御賛同いただきますようお願いいたします。

○委員長(斎藤十朗君) ただいま大森昭君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(斎藤十朗君) 全会一致と認めます。よって、大森昭君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案を問題に供します。

○委員長(斎藤十朗君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(斎藤十朗君) 私は、ただいま可決されました法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一、火災共済協同組合の健全な発展を図り、経営基盤を強化するため、本改正を含めた共済制度の積極的なPR、共済事業の弾力的な運営、事業内容及びサービスの改善等が推進されるよう、組合に対する指導助言を行なうこと。

二、いわゆる休眠組合の整理にあたつては、本改正の趣旨を周知徹底させる等、混亂が生じないよう十分措置すること。

三、協同組合等の役員選出方法に選任制が導入されたことにかんがみ、役員選出が民主的な運営の下に行われるよう適切な指導を行なうこと。

四、中小企業団体中央会の指導体制を強化し、

中小企業等協同組合等に対し、一層充実した指導等を行ふこととする」と。

右決議する。

以上であります。何とぞ御賛同いただきますようお願いいたします。

○委員長(斎藤十朗君) ただいま大森昭君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の举手を願います。

(賛成者举手)

○委員長(斎藤十朗君) 全会一致と認めます。よつて、大森昭君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの三案の附帯決議に対し、佐々木通商

産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。佐々木通商大臣。

○国務大臣(佐々木義武君) ただいま御決議をいたしました三本の附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重いたしまして、中小企業対策の実施に遺憾なきを期してまいる所存であります。ありがとうございました。

○委員長(斎藤十朗君) なお、三案の審査報告書

の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(斎藤十朗君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(斎藤十朗君) 次に、請願の審査を行います。

第二〇六号石油製品の大学及び学生に対する安

定供給等に関する請願外六十一件を一括して議題といたします。

これらの請願につきましては、理事会において慎重に検討いたしました結果、第二六二二号産炭地域振興臨時措置法等石炭関係六法の延長に関する請願外二件は、議院の会議に付するを要するものにして、内閣に送付するを要するものとし、第

二〇六号石油製品の大学及び学生に対する安定供

給等に関する請願外五十八件は、いずれもその決

定を留保することに意見が一致いたしました。

右、理事会申し合わせのとおり決定することに

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(斎藤十朗君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ

を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(斎藤十朗君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたしました。

○委員長(斎藤十朗君) 次に、継続調査要求に関する件についてお詫びいたします。

産業貿易及び経済計画等に関する調査につきましても、閉会中もなお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(斎藤十朗君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(斎藤十朗君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたしました。

○委員長(斎藤十朗君) 次に、委員派遣に関する件についてお詫びいたします。

第二〇六号石油製品の大学及び学生に対する安

定供給等に関する請願外六十一件を一括して議題といたします。

これらの請願につきましては、理事会において慎重に検討いたしました結果、第二六二二号産炭地域振興臨時措置法等石炭関係六法の延長に関する請願外二件は、議院の会議に付するを要するものにして、内閣に送付するを要するものとし、第

本日はこれにて散会いたします。
午後一時散会

【参照】

商工委員会付託請願中採択一覽表(三件)

第二六二二号、第二七五九号 産炭地域振興臨

時措置法等石炭関係六法の延長に関する請願

第三三五七号 編織物 編製品輸入一元化立法の即時制定等に関する請願

四月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

第一、中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案

中小企業等協同組合法の一部改正

中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

(中小企業等協同組合法の一部改正)
第一条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項中「火災により」を「共済契約であつて、火災により又は火災及び第九条の七の二第一項第一号の省令で定める偶然な事故の全部若しくは一部を一括して共済事故としこれらもののいづれかにより」に、「共済契約」を「ものに」に改め、「一人につき」の下に「これらの共済契約に係る」を加え、「三十万円をこえる」を「省令で定める金額を超える」に改める。

第九条の七の一第一項第一号を次のように改める。

一 組合員のためにする火災共済事業(火災により又は火災及び破裂、爆発、落雷その他)のための金額を「三十万円をこえる」に改め、「又は組合」に改め、「又は組合若しくは中央会が正当な理由がないのにその成立の日から年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一

のいづれかにより財産に生ずることのあ
る損害をうめるための共済事業をいう。以
下同じ。)

第九条の七の二第一項中「親族」の下に「組
合員たる法人の役員、組合員の使用者」を加え、「ために火災によりその財産に生ずることのあ
る損害をうめるための」を「ためにする」に、「あわせ」を併せて改める。

第九条の七の三中「共済金額の総額が五百五十
万円をこえる火災共済契約を締結することがで
きず、かつ、当該共済金額の総額が火災共済契
約」を「共済金額の総額が、火災共済契約(火
災共済事業に係る共済契約をいう。以下同じ。)」
に、「の百分の十五」を「に省令で定めるところ
により算定した割合を乗じて得た額に」、「いえ
る」を「超える」に改める。

第九条の七の四第一項中「親族」の下に「組
合員たる法人の役員、組合員の使用者」を加え
る第三十五条に次の二項を加える。

12 第三項の規定にかかわらず、役員は、定款
の定めるところにより、総会(設立当時の役
員は、創立総会)において選任することがで
きる。

第三十三条第一項中「左の」を「次の」に改め、
同項第一号中「選挙」の下に「又は選任」を加え
る。

第三十五条に次の二項を加える。

12 第三項の規定にかかわらず、役員は、定款
の定めるところにより、総会(設立当時の役
員は、創立総会)において選任することがで
きる。

第五十九条第二項中「組合員」の下に「(火災共
済協同組合にあつては、組合員等)」を加え、
「こえない」を「超えない」に改める。

第八十二一条の四第七号中「選挙」の下に「又は
選任」を加える。

第八十二条の八中「第十一項」を「第十二項」に
改める。

第六十六条第一項中「若しくは第百五条第三項
を又は第百六条第一項中「若しくは組合」を
「又は組合」に改め、「又は組合若しくは中央
会が正当な理由がないのにその成立の日から
年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一

年以上その事業を停止していると認めるとき
を削り、同条第一項中「又は中央会が」を「若
くは中央会が」に改め、「違反したとき」の下
「又は組合若しくは中央会が正当な理由が
いのにその成立の日から一年以内に事業を開
せず、若しくは引き続き一年以上その事業を
止していると認めるとき」を加える。
第一百六条の二に次のただし書を加える。

ただし、その組合又は中央会の代表権する者が欠けているとき又はその所在がないときは、この限りでない。

卷之三

第二百六条の二の二 行政庁は、組合又は中央会の代表権を有する者が欠けているとき又はその所在が知れないときは、第百六条第一項の規定による命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができる。

2 前項の場合においては、当該命令は、官報に掲載した日から二十日を経過した日にその効力を生ずる。

(中小企業等協同組合法施行法の一部改正)

第二条 中小企業等協同組合法施行法(昭和二十四年法律第二百八十一号)の一部を次のように改正する。

第三十六条 昭和五十六年十月一日において、最後の登記をした後十年を経過している中小企業等協同組合は、その日に解散したものとみなす。

前項の規定により解散したものとみなされた中小企業等協同組合は、同項に定める日から三年以内に、総会において、総組合員又は総会員の半数以上が出席し、その議決権の三分の一以上の多数による議決を行うことにより、中小企業等協同組合を継続することがで

第一項の行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 第二項の規定により中小企業等協同組合を継続する場合には、前項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に継続の登記をしなければならぬ。

5 前項の規定による中小企業等協同組合の継続の登記の申請書には、第二項の規定による決議があつたことを証する書面を添付しなければならない。

6 第一項の規定による中小企業等協同組合の解散の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第九十一条の一（職権による解散の登記）の規定を準用する。

7 第二項の規定による中小企業等協同組合の継続については、新法第五十五条第七項の規定を準用する。

8 第三項の認可については、新法第二十七條の二第二項から第六項までの規定を準用する。

9 第三項の規定による行政庁の権限については、新法第一百十一条第二項及び第三項の規定を準用する。

10 輸出水産業の振興に関する法律（一部改正）

三条 輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「少くとも左の」を「少なくとも次の」に改め、同項第十一号中「選挙」の下に「又は選任」を加える。

11 中小企業団体の組織に関する法律（一部改正）

四条 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）の一部を次のよう

に改正する。

第五条の二十三第六項中「第一百六条の二」を「第一百六条の二の二」に改める。

「又は選任」を加える

第六十七條中「若しくは組合」を「又は組合」に改め、「又は組合が正当な理由がないのに成

の申請書には、第二項の規定による決議があつたことを証する書面を添付しなければならない。

記に置いては、商業登記法第九十一条の二（職権による解散の登記）の規定を準用する。

7 第二項の規定による商工組合又は商工組合連合会の継続については、第四十七条第二項

において準用する協同組合法第五十五条第七項

8 第三項の認可については、第五条の十七第
項(総代会)の規定を準用する。

二項及び第四十二条第一項の規定を準用す。

(鉱工業技術研究組合法の一部改正) る。

第五条 鉱工業技術研究組合法（昭和三十六年法
律第八十一号）の一部を次のよう改正する。

管第百十一号の一部を次の如く補正する。

(商店街振興組合法の一部改正) 第11条に改める。

第六条 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第

百四十一号)の一部を次のよう改訂する。

であつて、火災により又は火災及び破裂、爆
炸、落雷等の他の通常灾害省令に定める偶然な

発 落書きその他の通商産業省にて定める個別た事故の全部若しくは一部を一括して共済事故と

「これらもののいづれかにより」に、「共済契約」を「ものて」で始め、「一人につき」の下に

「これらの共済契約に係る」を加え、「三十万円

をこえる」を「通商産業省令で定める金額を超える」に改める。

第四十一条第一項第十一号中「選舉」の下に

「又は選任」を加える。
第四十四条二次の一項を加える。

第四一四条の二項を加え

で定めるところにより、総会（設立当時の役員は、司祭の外に二名の副司祭士とする）が

員は創立総会において選任することができる。

第八十五条中「若しくは第八十一条第二項」を

「又は組合」に改め、「又は組合が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるとき」を削る。

第八十六条第二項中「違反したとき」の下に、「又は組合が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるとき」を加える。

第八十七条次のただし書きを加える。
ただし、その組合の代表権を有する者が欠けているとき又はその所在が知れないときは、この限りでない。

第八十七条の次に次の二条を加える。

(解散の命令の通知の特例)
第八十七条の二 行政庁は、組合の代表権を有する者が欠けているとき又はその所在が知れないときは、第八十六条の規定による命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができる。

2 前項の場合においては、当該命令は、官報に掲載した日から二十日を経過した日にその効力を生ずる。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一項中小企業等協同組合法第九条の二第二項、第九条の七の二第一項第一号及び第二項、第九条の七の三、第九条の七の四第一項並びに第五十九条第三項の改正規定、第六条中商店街振興組合法第十三条第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(共済金額の制限の特例)

第二条 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百八十六号)附則第二条の規定により同法による改正後の中小企業等

協同組合法第九条の二第二項(同法第九条の九

第四項において準用する場合を含む。)の規定を適用しないものとされた事業協同組合又は協同組合連合会であつて、前項ただし書きに定める日において現に第一条の規定による改正後の中小企業等協同組合法(以下「新組合法」という。)第

九条の七の二第一項第一号の火災共済事業を行つてゐるものについては、新組合法第九条の二

第二項(新組合法第九条の九第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお

従前の例による。

(輸出入取引法の一部改正)

第三条 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の十六中「組合員が」を「組合員(火災共済協同組合にあつては、組合員等)が」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律(附則第一条ただし書きに規定する改正規定について、当該改正規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、

なお従前の例による。

四月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、金の先物取引に対する法的規制措置に関する請願(第三三九一號)

一、身体障害者に対する電気・ガス料金すえ置きに関する請願(第二四五〇一號)(第二四五五八號)(第二五一七號)(第二五一八號)(第二五七八號)

一、地域暖房費・給湯料金値上げ抑制に関する請願(第一五九八號)

一、産炭地域振興臨時措置法等石炭関係六法の延長に関する請願(第一二六二三號)

一、産炭地域振興臨時措置法等石炭関係六法の延長に

おいて政令で定める日から施行する。

第三三九一號 昭和五十五年四月四日受理
金の先物取引に対する法的規制措置に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県

議会議長 高橋清孝

紹介議員 岩動 道行君
現行法上、金の先物取引を規制する法律がないため、悪らつな取引業者及び私設民間市場が横行し、「延べ取引」「現物条件付取引」「予約販売」等と称する金の先物取引をめぐつて、不当な勧誘、無断売買及び追保証金の請求等のトラブルにより多額の損失を被る事例が多発していることは、誠に遺憾である。この現状を放置することは、悪徳業者をはびこらせ、金の正常な流通を阻害するのみならず、国民生活の安定を大きく阻害するものである。よつて、金の先物取引について、法的規制措置を速やかに講じ、国民生活の安定を図るよう強く要望する。

第二五七八号 昭和五十五年四月九日受理
身体障害者に対する電気・ガス料金すえ置きに関する請願

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第一八七七号と同じである。

第二五七八号 昭和五十五年四月九日受理
身体障害者に対する電気・ガス料金すえ置きに関する請願

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第一八七七号と同じである。

第二五七八号 昭和五十五年四月九日受理
身体障害者に対する電気・ガス料金すえ置きに関する請願

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第一八七七号と同じである。

第二五七八号 昭和五十五年四月九日受理
身体障害者に対する電気・ガス料金すえ置きに関する請願

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一八七七号と同じである。

第二五七八号 昭和五十五年四月九日受理
地域暖房費・給湯料金値上げ抑制に関する請願

紹介議員 北海道苫小牧市大成町一ノ五ノ六ノ五〇一 佐々木勝外千二十八名
紹介議員 小笠原貞子君
市民生活を守るために、地域暖房・給湯料金の値上げを抑える措置をとられたい。

第二四五四号 昭和五十五年四月七日受理
身体障害者に対する電気・ガス料金すえ置きに関する請願

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第一八七七号と同じである。

第二四五四号 昭和五十五年四月七日受理
身体障害者に対する電気・ガス料金すえ置きに関する請願

紹介議員 奈良県吉野郡黒瀬村楢尾 下浦頭
紹介議員 上條 勝久君
この請願の趣旨は、第一八七七号と同じである。

第二四五四号 昭和五十五年四月七日受理
身体障害者に対する電気・ガス料金すえ置きに関する請願

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第一八七七号と同じである。

第二四五四号 昭和五十五年四月七日受理
身体障害者に対する電気・ガス料金すえ置きに関する請願

紹介議員 平田健治外四十名
この請願の趣旨は、第一八七七号と同じである。

第二四五四号 昭和五十五年四月七日受理
身体障害者に対する電気・ガス料金すえ置きに関する請願

紹介議員 日黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第一八七七号と同じである。

第二四五四号 昭和五十五年四月七日受理
身体障害者に対する電気・ガス料金すえ置きに関する請願

紹介議員 振興田川地区住民會議内 中村正
この請願の趣旨は、第一八七七号と同じである。

第二六二三号 昭和五十五年四月九日受理
産炭地域振興臨時措置法等石炭関係六法の延長に関する請願(一通)

紹介議員 振興田川地区住民會議内 中村正
この請願の趣旨は、第一八七七号と同じである。

紹介議員 遠藤 政夫君 小野 明君
小柳 勇君 原田 立君
桑名 義治君 有田 一寿君

中小企業の経営安定促進等に関する請願
請願者 東京都府中市南町四ノ四〇ノ一
亀山義重外百六十九名

四ノ一〇八全国脊髓損傷者連合会
紹介議員 小野 明君
福岡県支部内 織田晋平外四十名

産炭地域の振興と恒久的な安定を達成するため、
次の石炭関係六法の延長を図られたい。

一、産炭地域振興臨時措置法

二、石炭鉱業合理化臨時措置法

三、石炭及び石油対策特別会計法

四、炭鉱離職者臨時措置法

五、臨時石炭鉱害復旧法

六、石炭鉱害賠償等臨時措置法

理由
我々の郷土川は、国の石炭合理化政策の結果、
生産と生活基盤を失い極度の混迷と荒廃の窮状に
陥つた。國、県の特別な施策と地域住民の懸命な
努力によつてようやく復興の兆しをみているが今
なお、膨大な残存鉱害・危険ボタル山、老朽化した
炭坑住宅、滞留する炭坑離職者、貧困な地方財政
など依然として厳しい問題が山積している。にも
かかわらず、これらの対応と産炭地振興の支えで
ある石炭六法が昭和五十六年から五十七年にかけ
て打ち切られることは、当地域の経済、社会全般
にわたつて深刻な事態を招来することになる。

四月二十五日本委員会に左の案件が付託された。
一、中小企業の経営安定促進等に関する請願
(第二二八九号)
一、身体障害者に対する電気・ガス料金すえ置
きに関する請願(第一七一五号)
一、地域暖房費・給湯料金値上げ抑制に関する
請願(第二七五一号)
一、産炭地域振興臨時措置法等石炭関係六法の
延長に関する請願(第一七五九号)
一、身体障害者に対する電気・ガス料金すえ置
きに関する請願(第一七六六号)

中小企業の経営の安定と地域経営振興のため、次
の事項について実現を図られたい。
一、中小企業の経営安定のために
一、都道府県知事に「下請代金支払遅延等防止
法」に基づく立入調査権・指導権限を与える
こと。
二、下請企業への長期発注計画の明示と物価・
賃金に応じた単価改定等下請振興基準に応じ
た厳正な指導を行うこと。
三、運送業にも下請關係法を適用すること。
四、電力・ガス・石油・L.P.ガス原材料などの
不当な価格引上げを抑えること。
五、大規模小売店舗法を改正し、大スーパーなど
小売大資本の出店は都道府県知事の許可制
にすること。また、既存店に対し指導・再調整
ができるようになること。

六、自治体で行う商店街・市場振興対策に国が
積極的な助成を行おうよ「中小小売商業振興
法」を改正・強化すること。
一、地域経済の発展を目指し、中小企業振興対
策を強化するため、関係予算を大幅に増やす
こと。
二、国が知事に委任する事務の執行に伴う経費
については、十分な財政措置をとること。
三、公設試験研究機関がその役割を十分に發揮
できるよう施設費等の補助金の総額の拡大及
び補助率の引上げを図ること。また、交付税
不交付団体による補助率の差を解消すること。
四、地域経済の振興を基本とした立地対策を強
化し、大幅な財政措置を図ること。

て深刻になつております。多くの企業が倒産に追い込まれています。中小企業が、国民生活と日本経済の中で果たしている大きな役割を考えるとき、このような現状は一刻も放置できないものである。今日の中小企業は、もはや労使の企業内努力だけでは、生き残ることができないところまでできており、政府の抜本的な施策が緊要となつてゐる。

五月一日日本委員会に左の案件が付託された。
一、身体障害者に対する電気・ガス料金すえ置
きに関する請願(第二一四号)
一、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に
関する請願(第一九九一号)(第三〇一三号)
一、身体障害者に対する電気・ガス料金すえ置
きに関する請願(第二一四号)
一、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に
関する請願(第一九九一号)(第三〇一三号)
一、ハイヤー・タクシー・観光バスの燃料價格を安定
させるため、次の事項について実現を図られた
い。
一、ハイヤー・タクシー・観光バスの燃料價格を優
先的に確保し、安定供給に努めること。
二、不正・不当な燃料價格の引上げを防止し、
價格の安定化対策を講ずること。
三、燃料の「買ひだめ・売惜しみ」「便乗値上げ」
などに對しては厳しく指導と取締りを行い、
必要な場合「石油二法」の発動等の対策を講
ずること。

理由
中小企業の経営は、石油・原材料の値上げ、大資本の中小企業分野への進出等によつて、日を追つ
本の中小企業に対する請願(第一七六六号)
身体障害者に対する電気・ガス料金すえ置きに關
する請願
請願者 北九州市八幡西区千代崎二ノ九ノ
第一七六六号 昭和五十五年四月十四日受理
第二二八九号 昭和五十五年四月十一日受理
第九部 商工委員会会議録第七号 昭和五十五年五月十三日【參議院】

理由

ハイヤー・タクシー、観光バスは、国民生活に大きくこのできない交通手段として大きな役割を担っている。しかるに、最近の不安定な石油情勢を反映して、ハイヤー・タクシー・バスなどの燃料価格の高騰、更に供給の先行き不安が生じ、企業経営を困難に陥れるとともに、労働者の賃金・労働条件に大きく悪影響をもたらしている。こうした事態は、公共輸送機関として国民の足を守り、安全輸送を確保していくというハイヤー・タクシーバスの社会的使命の遂行に重大な支障を来しつつある。

第三〇一三号 昭和五十五年四月二十四日受理
請願者 長野県松本市猪六五七一 安藤正一外百十九名
紹介議員 対馬孝且君

この請願の趣旨は、第一九九一号と同じである。

五月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(安武洋子君外四名発議)

二、伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業を保護するための輸入制限等に関する特別措置法案(渡辺武君外五名発議)

三、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案(市川正一君外五名発議)

四、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十八日)

五、中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十八日)

六、中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月十八日)

七、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月十三日)

八、この法律で「運送委託」とは、事業者が物

法律

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律

第一条 下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一一年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「製造委託又は修理委託」を

「製造委託等」に改め、同項を同条第七項と

し、同条第五項中「こえる」を「超える」に、

「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に、

「又は修理」を「修理又は運送」に、「第三

項第一号」を「第四項第一号」に改め、同項を

同条第六項とし、同条第四項第一号中「製造委

託又は修理委託」を「製造委託等」に改め、同

項第二号を次のように改め、同項を同条第五項

とする。

二、個人たる事業者又は資本の額若しくは出

資の総額が一億円以下の法人たる事業者で

その資本の額若しくは出資の総額が前項第

四条に規定する者」の下に「(以下「公社等」

二号に規定する親事業者より小さいもので

あつて、当該親事業者から製造委託等を受

けるもの

五月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正す

る法律案(安武洋子君外四名発議)

二、伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業を保護するための輸入制限等に関する特別措

置法案(渡辺武君外五名発議)

三、官公需についての中小企業者の受注の確保

に関する法律の一部を改正する法律案(市川正一君外五名発議)

四、中小企業信用保険法の一部を改正する法律

案(予備審査のための付託は三月十八日)

五、中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十八日)

六、中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月十八日)

七、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月十三日)

八、この法律で「運送委託」とは、事業者が物

を用いる給付に対する下請代金の支払

期日より早い時期に、支払うべき下請代金の

額から当該原材料等の対価の全部若しくは一部を控除し、又は当該原材料等の対価の全部若しくは一部を支払わせることにより、下請

事業者の利益を不当に害してはならない。

第三条第二項中「六十日を経過した日」を「四十五日」に改め、同条第二項中「六十日を経過した日」を「四十五日を経過した日」という。」に改める。

第四条第一項各号列記以外の部分中「製造委

託又は修理委託」を「製造委託等」に改め、「各号」の下に「(運送委託の場合にあつては、第四号を除く。)」を加え、同項第一号、第三号及び第四号中「責に」を「責めに」に改め、同項第七号中「前号」を「第七号」に、「親事業者について次項各号の一に該当する」を「次項から第六項までの規定に違反する」に改め、「中小企業庁長官」の下に「若しくは都道府県知事」を加え、同号を同項第十号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六、前号に掲げる行為を除き、通常定められる取引条件に比し著しく不利益な取引条件を定めること。

七、下請事業者が単独で、又は二人以上共同して、下請代金の額、下請事業者の給付の受領の期日、その給付の内容についての検査の方法その他の取引条件について交渉を申し入れた場合に、正当な理由がないのにその交渉に応じないこと。

八、下請事業者が取引条件について交渉をし、又は交渉を申し入れたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

九、下請事業者が取引条件について交渉をし、又は交渉を申し入れたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

十、親事業者は、下請代金の支払につき手形

(前項に規定する手形を除く)を交付する場合には、法定支払期間を経過した日の前日までにその満期が到来する手形のほか、法定支

払期間を経過した日から九十日の期間内であつて公正取引委員会規則で業種ごとに定める期間(以下「法定手形期間」という)内にそ

の満期が到来する手形をもつてしなければならぬ。

六、前項の場合において、親事業者は、下請

事業者に対し、法定支払期間を経過した日から

満期の前日までの期間について、その日数に

応じ、当該手形で支払われた下請代金の額に

公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た

金額を割引料として支払わなければならぬ。

四、親事業者は、下請事業者に対する下請代金の支払について、自己に対する

給付に必要な半製品、部品、附屬品又は原

材料(以下この項において「原材料等」とい

う。)を自己から購入させたときは、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該原材料等を用いる給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料等の対価の全部若しくは一部を控除し、又は当該原材料等の対価の全部若しくは一部を支払わせることにより、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

第五条に次の四項を加える。

四、親事業者は、下請代金の支払につき、当該

人以下の下請事業者に対する下請代金につい

ては、現金支払以外の支払方法によつて支払つてはならない。

四、親事業者は、下請代金の支払につき、当該

人以下の下請事業者に対する下請代金につい

ては、現金支払以外の支払方法によつて支払つてはならない。

第四条の二中「下請事業者の給付を受領した

日から起算して六十日」を「法定支払期間」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(加重金)

第四条の三 親事業者は、下請代金の支払につき手形を交付する場合において、第四条第五項の規定に適合する手形をもつてしなかつたとき(同条第四項に規定する手形を交付したときを除く。)は、下請事業者に対し、法定支払期間を経過した日から法定手形期間を経過した日の前日までの期間について同条第六項の規定により計算した金額及び当該期間を経過した日から当該手形の満期の前日までの期間について前条の規定により計算した金額を合計した金額を支払わなければならない。

第五条中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に改める。

第六条の見出しを「(中小企業庁長官等の請求)」に改め、同条中「第七号」を「第八号から第十号まで」に、「第六号」を「第七号」に、「親事業者について同条第一項各号の一に該当する」を「同条第一項から第六項までの規定に違反する」に、「とる」を「執る」に改め、同条に次の二条を加える。

2 都道府県知事は、その管轄する区域内に事務所又は事業所のある親事業者について、前項の規定に準じ、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適切な措置を執るべきことを求めることができる。

第七条第一項中「第七号」を「第八号から第十号まで」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、「支払い」の下に「その交渉に応じ」を加え、同条第一項中「第六号」を「第七号」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、「又は」を削り、「引き取る」を「引き取り、又はその取引条件を改める」に改め、同条第三項中「親事業者について第四条第二項各号の一に該当する」を「第四条第二項から第六項までの規定に違反する」に、「すみやかに」を「速やかに」

に、「とる」を「執る」に改める。

第九条第一項中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に改め、同条第二項中「中小企業庁長官」の下に「又は都道府県知事を加え、

同条第三項中「中小企業庁長官」の下に「又は都道府県知事を加え、「第六条」を「第六条第一項又は第二項」に改める。

第十二条を第十四条とし、第十一条を第十三条とし、第十条を第十二条とし、第九条の次に次の二条を加える。

(第一次委託事業者の義務)

第十条 製造委託等の目的物たる物品に係る製造委託等が数次にわたってなされる場合における資本の額又は出資の総額が一億円を超える法人たる事業者(公社等を除く。)で当該物品に係る第一次の製造委託等をするもの(以下「第一次委託事業者」という。)は、第一条に規定する親事業者に該当しない場合であつても、第一条の二から第五条までに規定する事項を遵守するようしなければならない。

2 第一次委託事業者は、当該物品に係る第二次以下の製造委託等をした親事業者がこの法律の規定に違反していると認められるときは、その親事業者に対し、その違反している事實を指摘して、その是正のための措置を執るべきことを求めるようしなければならない。

3 前項の場合を除き、第一次委託事業者は、当該物品に係る第二次以下の製造委託等をした事業者が次の各号の一に掲げる事実があるとき、

二 第四条第一項第三号から第七号までに掲げる行為に相当する行為をしたこと。

三 第四条第二項に規定する行為に相当する行為であつて当該製造委託又は修理委託を行つた事業者の利益を不当に害することとなるものをしたこと。

四 第四条第三項から第六項までの規定に違反する行為に相当する行為をしていること。

(都道府県知事の指導)

第十一條 都道府県知事は、資本の額又は出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者(公社等を除く。)が個人又は資本の額若しくは出資の総額が自己より小さい法人たる事業者に對し製造委託等をした場合において、当該製造委託等をした事業者について前条第三項各号の一に掲げる事実があると認めるときは、当該製造委託等をした事業者に對し、当該製造委託等を受けた事業者の利益を保護するため必要な措置を執るよう指導しなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する製造委託等をした事業者の事務所又は事業所が他の都道府県の区域内にある場合には、当該他の都道府県の知事に対し、同項に規定する指導を行うよう要請することができる。

3 公正取引委員会は、前二項の規定により都道府県知事が処理する事務について、都道府県知事を指揮監督することができる。

2 第一条の規定の施行前にされた製造委託又は修理委託(同条の規定による改正前の下請代金支払遅延等防止法(以下この項において「旧法」という。)第二条第一項又は第二項に規定する下請代金をいう。)の支払に関する事項に同じ。)に係る下請代金(旧法第二条第六項に規定する下請代金をいう。)の支払に関する事項については、第一条の規定による改正後の下請代金支払遅延等防止法(次項において「新法」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例によること。

3 新法の規定は、第一条の規定の施行により親事業者に該当することとなつた者が第一条の規定の施行前にした製造委託、修理委託又は運送委託(新法第二条第三項に規定する運送委託をいう。)に係る下請代金の支払に関する事項については、適用しない。

4 第一条の規定の施行後にして行つた行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 第二条の規定の施行前にされた製造委託等(同条の規定による改正前の下請代金支払遅延等防止法(以下この項において「旧法」という。)第二条第四項第一号に規定する製造委託等をいう。)に係る下請代金(旧法第二条第七項に規定する下請代金をいう。)の支払に関する事項については、第二条の規定による改正後の下請代金支払遅延等防止法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 第一条の規定の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる事項について、第二条の規定による改正後の下請代金支払遅延等防止法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

規定期により従前の例によることとされる事項に係る同条の規定の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業を保護するための輸入制限等に関する特別措置法案についての規定による。

伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業を保護するための輸入制限等に関する特別

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、第二条並びに附則第五項及び第六項の規定は、第一条の規定の施行の日から起算して一年を経過した日から施行する。

2 第四条第一項第一号、第二号又は第八号から第十号までに掲げる行為に相当する行為をしていること。

(目的) 指置法

第一条 この法律は、我が国の伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業において製造される物品と競合する物品の輸入によつて当該産業が受けける重大な影響を防止するために必要な輸入制限等の措置について定め、もつて当該産業の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「伝統的工芸品産業」とは、伝統的工芸品(伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)第二条第一項に規定する指定を受けた工芸品をいう。以下同じ)の製造業をいう。

この法律において「中小企業性産業」とは、伝統的工芸品産業及び次の各号に該当する製造業の業種であつて政令で定めるものをいう。

一 事業活動の相当な部分が中小企業者(中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)第五条第一号又は第三号に該当する製造業者をいう。以下同じ)によつて行われていること。

二 中小企業者の経営の安定を図ることが国民経済の健全な発展に資するためには必要であると認められること。

三 この法律において「競合物品」とは、伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業に属する事業において製造される物品と同種の物品又は用途が競合する物品であつて海外において製造されたものをいう。

(競合物品の輸入制限等)

第三条 政府は、伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業が当該産業に係る競合物品の輸入によつて重大な影響を受け又は受けるおそれがあると認める場合には、第一号又は第二号の措置をとらなければならない。

一 当該競合物品についての関税率の引上げ、輸入割当てその他輸入制限に関し必要な措置

二 次の行為であつて当該行為に係る競合物品

の相当な数量の輸入が予見されるものの制限に關し必要な措置

イ 当該競合物品を製造する外国法人又は外

国人に対する投資又は融資

ロ 当該競合物品の製造に係る技術(技法を含む。以下同じ)の外国法人又は外国人への海外においてする供与

ハ 伝統的工芸品の製造に係る伝統的な技術

によつて加工された原材料で当該伝統的工芸品の製造に使用されるものの輸出

2 伝統的工芸品産業以外の中小企業性産業に係る前項各号の措置は、五年間を限度とするものとする。

(都道府県知事等の請求)

第四条 都道府県知事は、伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業が前条第一項に規定する事態にあると認めるときは、政府に対し、同項の措置をとることを請求することができる。伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業に属する事業を営む中小企業者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合、商工組合その他政令で定める法人が、当該産業が同項に規定する事態にあると認めるときも、同様とする。

2 政府は、前項の請求があつた場合には、その実情を調査し、その結果に基づき、前条第一項の措置をとつたときはその要旨を、同項の措置をとらなかつたときはその旨及びその理由を当該請求をした者に通知するとともに公表しなければならない。

(原産地表示に関する関税法の特例)

第五条 品質、形状その他の通商産業省令で定め

る事項が伝統的工芸品と同一であるか若しくはこれに類似する物品又はこれらの物品を加工した物品の輸入についての関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第七十七条、第七十八条及び第八十七条の規定の適用については、同法第七十一条第一項中「又は誤認を生じさせる表示がされている」とあるのは、「若しくは誤認を生じさせる表示がされている外貨物又は表示がさ

れていない」と、同条第一項中「又は誤認を生じさせる表示がある旨」とあるのは「若しくは誤認を生じさせる表示がある旨又は表示がされていない旨」と、「その表示を消させ、若しくは訂正させ」とあるのは「その表示を訂正させ、若しくは表示をさせ」と、同法第七十八条第一項中「又は誤認を生じさせる表示がされてい

る旨」、「その表示を消させ、又は訂正させ」とあるのは「同項の表示を消させ、又は訂正させ」と、同条第二項中「その選択により、同項の表示を消させ、又は訂正させ」とあるのは「同項の表示を訂正させ、又は表示をさせ」と、同条第三項中「表示を消し、又は訂正しないときは」とあるのは「表示を訂正し、又は表示をしないときは」と、同法第八十七条第一項中「表示を消し、若しくは訂正」とあるのは「表示を消し、若しくは訂正され」とあるのは「表示が消され、若しくは訂正され」とあるのは「表示が訂正され、若しくは訂正され」とする。

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一項中「の機会」を削る。

第三条の見出しを「(受注の確保)」に改め、同条中「中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めなければならない」を「国等の契約につきに努めなければならない」に改め、同条第一項に規定する割合を確保するための計画」に改め、同条第二項及び第三項中「方針」を「計画」に改め、同条の次に次の二条を加える。

3 通商産業大臣は、中小企業者に受注させることが適当と認められる品目を指定し、これを公示するものとする。

4 国等は、前項の規定により公示された品目に係る国等の契約については、これを中小企業者と締結するようにならなければならない。

第七条中「の機会」を削り、同条を第八条とし、第六条中「行なう」を「行う」に、「機会の増大」を「確保」に改め、同条を第七条とし、第五条中「終了後」を「四半期ごとに」に改め、同条を第六条とし、第四条の見出し中「方針」を「計画」に改め、同条第一項中「中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針」を「前条第一項に規定する割合を確保するための計画」に改め、同条第二項及び第三項中「方針」を「計画」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(閲覧)

第五条 国等は、国等の契約で政令で定める額を超えるものを締結したときは、その契約締結後一月以内に、政令の定めるところにより、その契約内容の要旨を公衆の閲覧に供しなければならない。

1 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行

附則

2 国等は、前項に規定する割合が確保されるようにするため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 中小企業者に対する分割発注及び中小企業者の共同受注の促進

二 中小企業者に対する資金及び機械設備の貸付け並びに技術上の援助

する。

(経過措置)

2 昭和五十六年三月三十一日以前における国等の契約の実績に係る通商産業大臣への通知については、なお従前の例による。

五月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三〇四六号)

二、編織物・綿製品輸入一元化立法の即時制定等に関する請願(第三三五七号)

三、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三一七八号)(第三一八九号)(第三二三九号)(第三二四七号)(第三二七六号)(第三三二九号)

四、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三〇四六号)(第三〇七八号)

五、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三〇四六号)(第三三〇七八号)

六、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三〇四六号)(第三三〇七八号)

七、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三〇四六号)(第三三〇七八号)

八、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三〇四六号)(第三三〇七八号)

九、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三〇四六号)(第三三〇七八号)

十、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三〇四六号)(第三三〇七八号)

十一、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三〇四六号)(第三三〇七八号)

十二、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三〇四六号)(第三三〇七八号)

十三、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三〇四六号)(第三三〇七八号)

十四、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三〇四六号)(第三三〇七八号)

十五、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三〇四六号)(第三三〇七八号)

十六、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三〇四六号)(第三三〇七八号)

十七、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三〇四六号)(第三三〇七八号)

十八、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三〇四六号)(第三三〇七八号)

十九、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三〇四六号)(第三三〇七八号)

二十、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三〇四六号)(第三三〇七八号)

二十一、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三〇四六号)(第三三〇七八号)

二十二、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三〇四六号)(第三三〇七八号)

二十三、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三〇四六号)(第三三〇七八号)

二十四、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三〇四六号)(第三三〇七八号)

二十五、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三〇四六号)(第三三〇七八号)

二十六、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三〇四六号)(第三三〇七八号)

二十七、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三〇四六号)(第三三〇七八号)

二十八、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三〇四六号)(第三三〇七八号)

二十九、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三〇四六号)(第三三〇七八号)

三十、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三〇四六号)(第三三〇七八号)

ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願

請願者 名古屋市昭和区東郷通一ノ一二
服部和夫外六百三十三名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第二九九一号と同じである。

五月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三三〇号)

二、編織物・綿製品輸入一元化立法の即時制定等に関する請願(第三三五七号)

三、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三五七号)(第三五六八号)

四、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三四四号)

五、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三五六七号)(第三五六八号)

六、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三五六七号)

七、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三五六七号)

八、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三五六七号)

九、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三五六七号)

十、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三五六七号)

十一、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三五六七号)

十二、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三五六七号)

十三、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三五六七号)

十四、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三五六七号)

十五、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三五六七号)

十六、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三五六七号)

十七、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三五六七号)

十八、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三五六七号)

十九、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三五六七号)

二十、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三五六七号)

二十一、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三五六七号)

二十二、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三五六七号)

二十三、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三五六七号)

二十四、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三五六七号)

二十五、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三五六七号)

二十六、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三五六七号)

二十七、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三五六七号)

二十八、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三五六七号)

二十九、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三五六七号)

三十、ハイヤー、タクシー等の燃料価格安定等に関する請願(第三三五六七号)

られたい。

理 由

編織物業界の不況の原因は編織物及び綿製品の輸入が極めて重要な一因である。国内の需給を無視した編織物及び綿製品の輸入をこのまま放置するならば、日本古来の民族衣裳である和装・吳服を中心とした編織物業界は壊滅的な打撃を受け崩壊へ道をたどることは必定である。丹後産地もまた、偉大な先人たちの不撓不屈の精神と努力により二百六十年にわたり丹後に於ける經濟・社会の基盤として守り育てられてきたが、同じ運命をたどることは火を見るよりも明らかである。かかる情勢のなかで、原料生糸価格差による編織物及び綿製品の輸入攻勢はますます増加するものと懸念され、一業界のみの力で阻止することは不可能と思慮される。

一、身体障害者に対する電気・ガス料金すえ置きに関する請願(第三三七五六七号)(第三七五七号)

一、天然ゴムを原料とする無公害包装資材の開発促進に関する請願(第三三八一〇号)

一、身体障害者に対する電気・ガス料金すえ置きに関する請願(第三三七五六七号)(第三七五七号)

一、石油・電気料金の不当な大幅値上げ抑制等に関する請願(第三三八一〇号)

理由

第一次石油危機と政府による公共料金の大額ないつせい値上げは、狂乱物価再燃の恐れさえあり国民生活が大きく犠牲にされる容易ならざる事態になつてゐる。この根本原因は政府の政治そのものにある。我々は、国民生活を守る政治の実現が必要であると考える。

第三五六四号 昭和五十五年五月九日受理
石油・電気料金の不当な大幅値上げ抑制等に関する請願

請願者 滋賀県大津市稻葉台一四ノ二〇
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第三五六三号と同じである。

第三五六四号 昭和五十五年五月九日受理
石油・電気料金の不当な大幅値上げ抑制等に関する請願

請願者 重国加代子外三千七十一名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第三五六三号と同じである。

第三五六七号 昭和五十五年五月九日受理
石油・電気料金の不当な大幅値上げ抑制等に関する請願

請願者 鈴木喜代蔵外一万三千名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第三五六三号と同じである。

第三五六七号 昭和五十五年五月九日受理
石油・電気料金の不当な大幅値上げ抑制等に関する請願

請願者 東京都小金井市前原町二ノ一五ノ七
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第三五六三号と同じである。

第三五六八号 昭和五十五年五月九日受理
石油・電気料金の不当な大幅値上げ抑制等に関する請願

請願者 東京都山下町二五二豊龜ビル
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第三五六三号と同じである。

第三五九九号 昭和五十五年五月九日受理
家庭用石油の原価公開等に関する請願
請願者 横浜市中区山下町二五二豊龜ビル
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第三五六三号と同じである。

第三五九九号 昭和五十五年五月九日受理
家庭用石油の原価公開等に関する請願
請願者 横浜市中区山下町二五二豊龜ビル
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第三五六三号と同じである。

宮脇後彦外三千八百四十二名
紹介議員 片岡 勝治君

一 家庭用石油の原価の公開を行うこと。

二 石油製品について、生産・出荷・流通の各段階の数量・価格が分かる資料を国民に公表すること。

三 石油の不当な値上げについては価格引下げを行うこと。

四 不当に利益をあげている場合、消費者に還元すること。

理由
一 昨年のイランの政変をきっかけにした原油の値上がりを口実にして、家庭用石油は大幅な値上がりを示している。一九七九年三月まで石油十八リットル罐六百五十円前後だったものが、一九七九年末には千三百円台、一九八〇年三月には千四百円近く五百円前後となり、前年のほぼ二・五倍にもなっている。原油の値上げ幅から見て石油の異常ともいえる価格高騰はどうしても納得できない。今や石油は現在の我々の生活にとって欠くことのできないものだけにこの値上げは大きな影響を家計に与え、我々の生活を苦しめている。

理由
一 天然ゴム代替製品の開発について、資金助成、研究開発の促進等の措置を講じ、国の施策を強化すること。

請願者 長崎県佐世保市日字町二、五六四
紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一八七七号と同じである。

請願者 ノニ 夏秋幸雄外三十九名
紹介議員 田渕 哲也君

この請願の趣旨は、第三五六三号と同じである。

請願者 田五十六外千三百八十九名
紹介議員 田渕 哲也君

この請願の趣旨は、第三五六三号と同じである。

請願者 札幌市中央区北五条西二〇ノ六
紹介議員 板木静枝外九百九十九名
紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第三五六三号と同じである。

請願者 札幌市南区定山渓八四九
紹介議員 小笠原貞子君
紹介議員 郎外一万二千八百九十名

この請願の趣旨は、第三五六三号と同じである。

請願者 太田一
紹介議員 谷麗子外三千百五十三名
紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第三五六三号と同じである。

請願者 札幌市南区定山渓八四九
紹介議員 小笠原貞子君
紹介議員 郎外一万二千八百九十名

この請願の趣旨は、第三五六三号と同じである。

請願者 太田一
紹介議員 谷麗子外三千百五十三名
紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第三五六三号と同じである。

請願者 太田一
紹介議員 小笠原貞子君
紹介議員 郎外一万二千八百九十名

この請願の趣旨は、第三五六三号と同じである。

第四号中正誤

ペシ 段行 誤 正
 四二二〇 したいと したと
 三四終わり 村松克之君 松村克之君

三三八 識し、「 識し、
 三四算理 管理 提

第五号中正誤

ペシ 段行 誤 正
 二一六佐近中小企業庁 長官 左近中小企業庁

第六号中正誤

ペシ 段行 誤 正

一一終わり 不条進一郎君 下条進一郎君
 二四五からり されべで されべきで

七三終わり 恒久 高級

二四三補助金に 補助金が

商工委員会、物価等対策特別委員会連合審査会
 会議録第一号中正誤

ペシ 段行 誤 正
 五二三一ルート レート

五三一二主義でで 主義で

六四終わり こうこう こう

九一〇だうしても どうしても
 六三五思う 思う。

昭和五十五年五月二十八日印刷

昭和五十五年五月二十九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局